

九十九里町第2期地域福祉計画 九十九里町第2期地域福祉活動計画

— 令和8～12 年度 —
【素案】

令和7年12月
九十九里町
九十九里町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の目的	2
2. 地域福祉とは	3
3. 地域共生社会とは	4
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画期間	6
6. 計画の対象	6
7. 計画の策定・推進体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1. 人口動向等	10
2. 地域福祉に関するアンケートから見られる状況まとめ	14
3. 地域福祉懇談会での話し合いから見られる地域の状況	30
4. 社会動向	35
5. アンケートや座談会等を踏まえた福祉課題の整理	38
第3章 計画の基本方向	40
1. 基本理念と基本姿勢	41
2. 基本目標	42
3. 基本目標と施策体系	43
第4章 地域福祉計画	44
基本目標1 地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進	45
基本目標2 地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築	52
基本目標3 安全・安心な暮らしを守る支援の推進	63
第5章 九十九里町地域福祉活動計画	70
1. 九十九里町地域福祉活動計画の策定にあたって	71
2. 社会福祉協議会事業の概要・実施状況	73
3. 基本目標	83
4. 福祉の重点課題への取組み(重点施策)	90
第6章 資料編	94

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の目的

近年、少子高齢化、人口減少、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などにより、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

特に本町では、総人口が長期的な減少傾向にあり、高齢化率も県内平均を上回る水準で推移していることから、地域の担い手不足の深刻化や、独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となっています。

こうした人口構造の変化は、これまで地域の中で自然に行われてきた相互扶助の仕組みを弱め、地域全体の生活課題がより複雑かつ多様化する要因となっています。生活困窮、8050問題やひきこもり、虐待、DV、ヤングケアラーの存在、自殺や孤独死、子育て世帯の孤立など、世代や分野を跨いだ課題が家庭で同時に生じるケースが増えており、縦割り的な支援だけでは対応が困難な状況が生まれています。

また、自然災害の頻発化・激甚化により、災害時の避難・生活支援、要配慮者支援体制の強化は、地域福祉における重要課題として位置づけが年々高まっており、地域の防災と福祉を一体的に捉えた取組みが不可欠となっています。

こうした状況に対応するため、国では「地域共生社会」の実現を重要施策として掲げ、制度や分野ごとの支援をつなぐ包括的な支援の強化を進めています。特に、改正社会福祉法において地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられたことにより、自治体には地域全体を見通した福祉施策の総合調整や、地域の主体との協働による支え合い体制の構築がより強く求められるようになりました。

そして千葉県においても、地域共生社会の理念を踏まえ、生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステムの強化、災害福祉支援の仕組みづくりなど、市町村と関係機関が連携して地域課題に取り組む体制づくりが推進されています。

このような国や県の動向、そして本町が直面する人口減少・高齢化・担い手不足・地域力の低下といった状況を踏まえると、行政による公的サービスの提供だけでは、地域社会が抱える複雑な生活課題に十分に対応することは困難です。住民、ボランティア団体、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、行政など多様な主体が互いに連携し、地域における支え合いの仕組みを強化することが不可欠となっています。

本計画は、こうした時代背景と地域の実情を踏まえ、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための「地域福祉の総合的な指針」として、令和3年3月に策定した第1期計画を見直し、策定するものです。地域の多様な主体が参画し、相談支援体制の強化、生活困難を抱える人への包括的な支援体制、災害と福祉の連携、孤立防止や交流促進の取組みなどを進めることで、本町にふさわしい地域共生社会の実現を目指します。

2. 地域福祉とは

地域で安心して生活していくためには、行政によるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

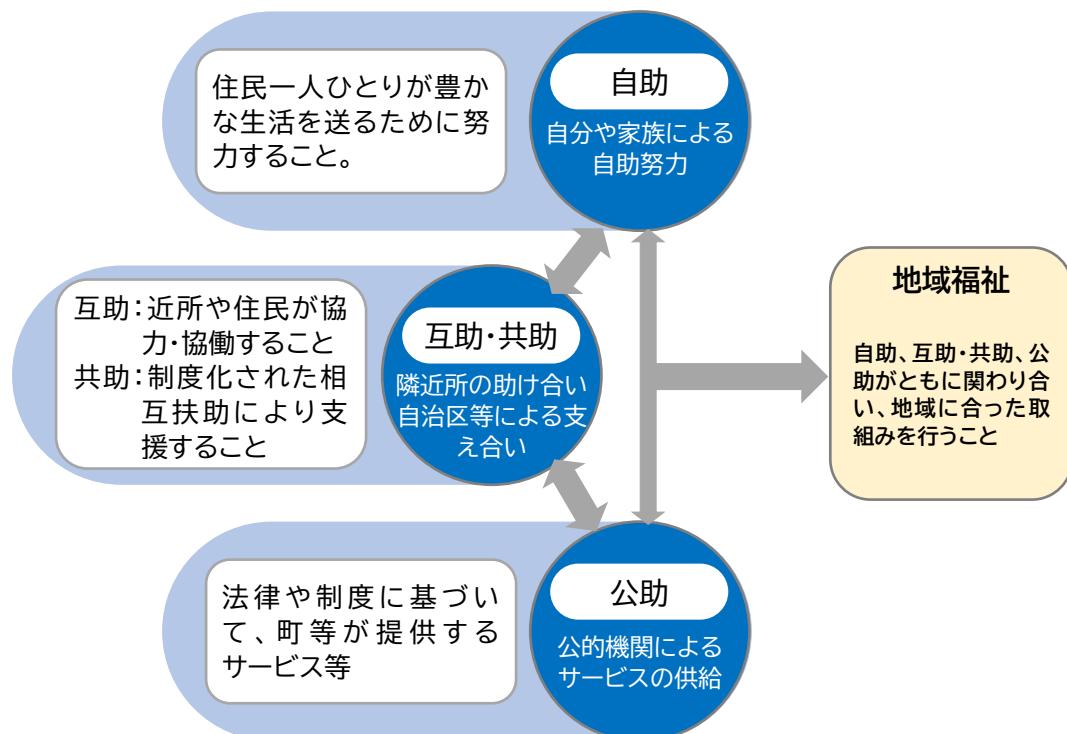
「社会福祉」は、支援を必要とする特定の人向けた福祉の考えですが、「地域福祉」は、特定の人には限定せず、地域に住む誰もが幸せで安心な暮らしを送ることができる地域をつくっていくための取組みのことをいいます。

地域福祉を推進するためには、住民、ボランティア団体、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、行政が連携し合いながら一体となって地域の「福祉力」を向上させていくことが重要です。

また、隣近所や地区・自治区等、住民に最も身近な活動から全町的な活動まで、取組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりが重要となります。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力(自助)があり、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動(互助・共助)、町が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組み(公助)がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させて補完し合うことにより、はじめて実現することができます。

地域福祉推進の基本視点

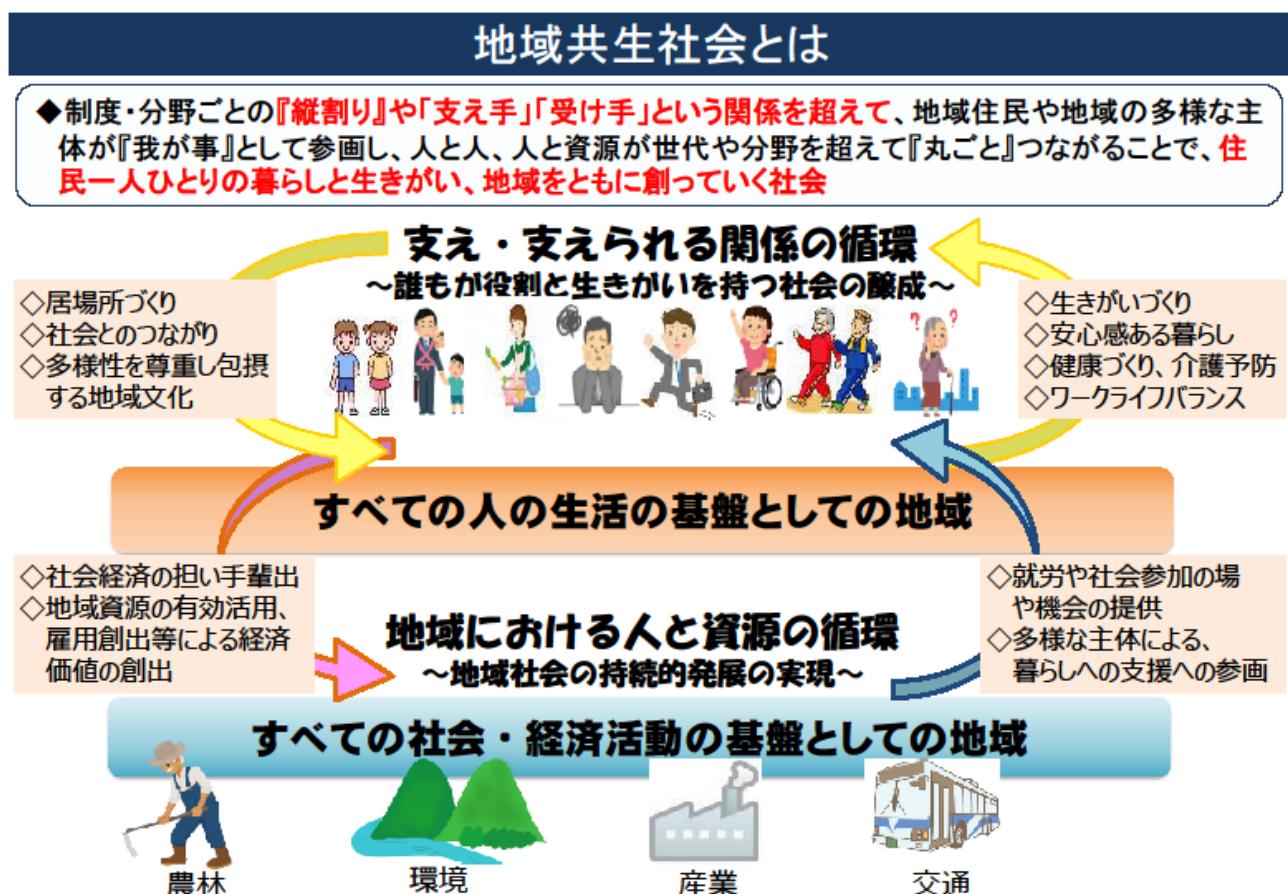


3. 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、『「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる』社会です。

このため、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくりと、制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

「地域共生社会」の概要



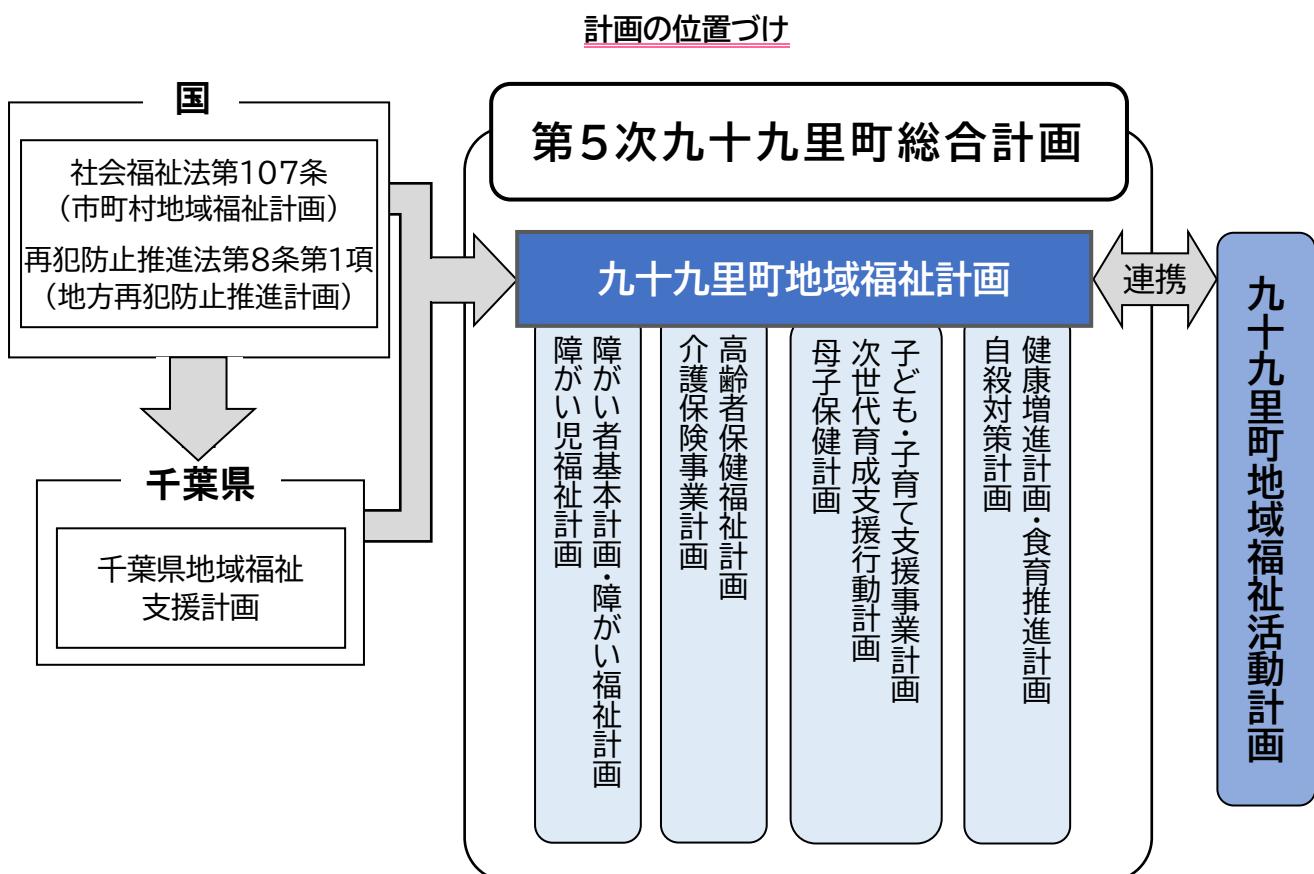
4. 計画の位置づけ

「九十九里町地域福祉計画」は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定するとともに、再犯防止推進法(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画を包含して策定するものです。

また、「第5次九十九里町総合計画」を最上位計画とし、地域福祉推進の基本理念や取組みの方向性を示す計画であり、高齢者、障がい者、こども・子育て支援等、各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられるため、各個別計画との整合性を図りつつ策定するものです。

一方、「九十九里町地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている九十九里町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が策定する計画です。地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として、町の地域福祉計画の基本理念やビジョンを踏まえつつ、社協が住民や関係機関と連携し、具体的な取組みを示します。

本計画では、「九十九里町地域福祉計画」と「九十九里町地域福祉活動計画」を町と社協が一体的となって策定し、実効性のある計画の推進に努めます。



5. 計画期間

令和8年度から令和12年度の5年計画とします。



6. 計画の対象

地域福祉計画は、住民・町をはじめ関係団体・関係機関・事業者との指針であることから、特定の対象者ということではなく、すべての住民が支え手であり、支援を必要とするすべての住民を対象とします。

7. 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

策定にあたっては、地域福祉に関するアンケート、地域福祉懇談会を行い、住民のニーズと地域の状況把握に努めました。また、パブリックコメントを実施し、住民からの意見を反映しつつ、地域福祉計画策定委員会での検討・協議を経て策定に至ります。

(2) 計画の推進に向けて

計画は、住民・関係団体・関係機関・事業者等と十分な連携を図り、町及び社協と地域が協働で推進します。

①町と社協等との連携強化

計画の実現に向け、社協と十分に連携して推進していくため、福祉課題の共有や解決方法の検討等を定期的に協議する場を確保します。

併せて、社協をはじめ、町内の社会福祉法人や福祉サービス事業所、関係団体、事業所等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

②情報の提供と共有

住民が保健福祉等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法には十分な配慮を行っていきます。

また、質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、個人情報保護を徹底しつつ、必要な情報を町、関係機関、事業者等で共有し、効果的な支援の提供に努めます。

(3)地域福祉を担う主な推進主体の役割

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の多様な主体がそれぞれの特性を活かし、互いに連携・協力しながら地域福祉を推進していきます。

①住民の役割

住民は、日常生活の中で地域の困りごとに気づき、地域活動や見守り、交流の場づくりなどに参加することで、地域の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

②町の役割

本計画に基づき、地域の課題を把握し、保健・医療・介護・障がい福祉・子育て支援・防災といった多分野が連携した総合的な施策を展開することが求められます。

また、地域住民や関係機関が主体的に取り組めるよう、協議の場やネットワーク形成に向けた支援、住民主体の地域づくりにつながる環境整備を行います。

③社協の役割

社協は、地域福祉を推進する中心的な団体として、本計画に基づき、各種社会福祉事業の企画・実施や福祉活動への住民の参加促進等、地域に密着した活動を積極的に継続して実施していくことが求められます。

また、地域住民と専門機関をつなぐ中核として、見守り活動、相談対応、ネットワーク形成、福祉教育など、多様な機能を発揮することが期待されます。

④福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

社会福祉法人は、社会福祉法の改正により「地域における公益的な取組」の実施責務が明確化され、地域に開かれた事業運営が求められています。

また、地域の事業所・団体等は、専門性を生かした支援だけでなく、地域の課題やニーズを共有し、地域住民とともに公益的活動に取り組み、地域の福祉力の向上に貢献することが求められます。

⑤民生委員児童委員に期待される役割

民生委員児童委員は、担当地区等において、住民の暮らしと困りごとの把握、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談支援を行うなど、地域と町の関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。

町や社協、関係機関等との連携をより一層強化し、多様化・複合化する課題に応じた支援につなげる活動が期待されています。

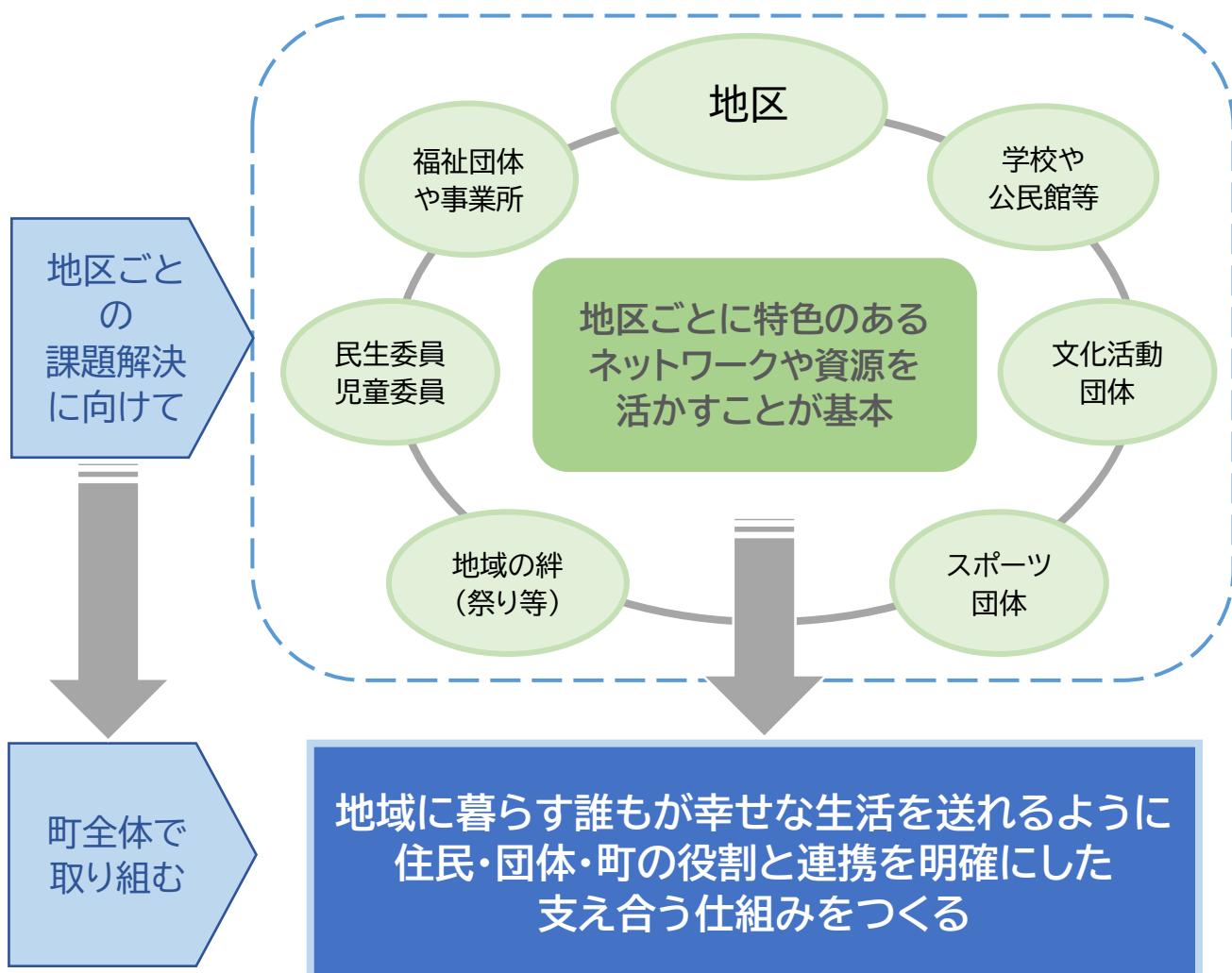
⑥ボランティア団体やNPO等に期待される役割

地域福祉の担い手として、生活支援や見守り、交流の場づくり、防災活動など、課題の解決に柔軟に取り組む重要な存在です。

それぞれの団体等が持つ特性や強みを活かしながら、地域の支え合い体制を強化する役割が期待されます。

⑦自治区や地区社会福祉協議会に期待される役割

自治区や地区社会福祉協議会は、住民に最も身近な組織であり、住民同士の支え合いを促し、課題の早期発見、困りごとを相談しやすい地域づくりに取り組むとともに、町をはじめとする関係機関等との連携により、地域課題を解決する役割が期待されます。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口動向等

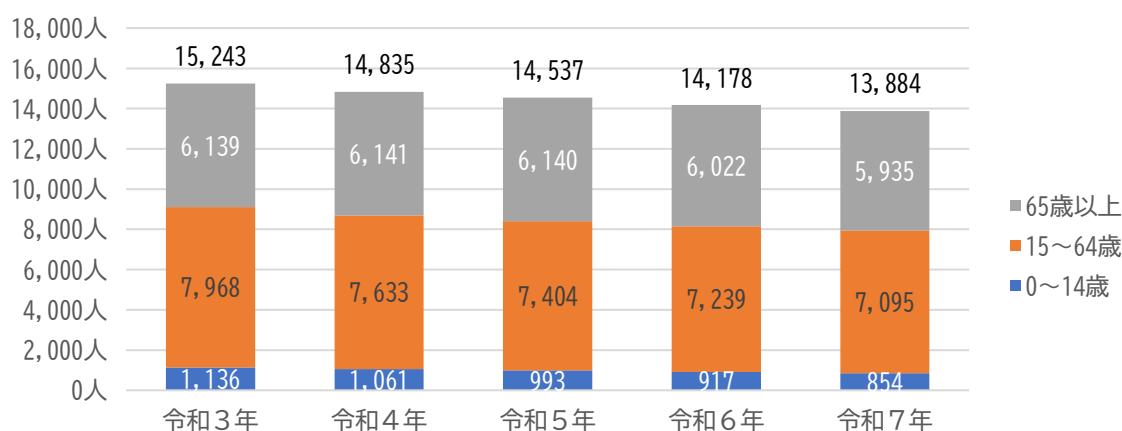
(1) 人口減少と高齢化の進行

過去5年の町の総人口は、令和3年の15,243人から令和7年には13,884人と減少傾向で推移しています。

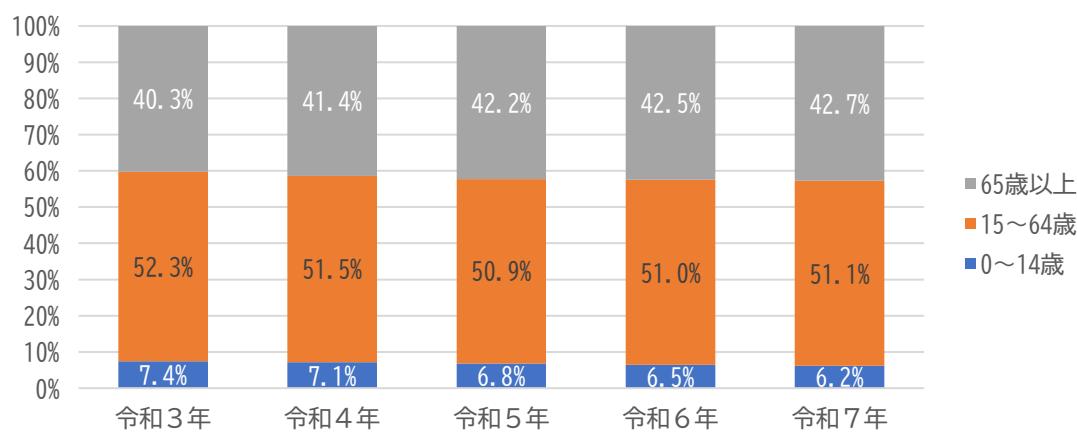
年齢3区分別人口は、令和5年以降は0～14歳(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)、65歳以上(老人人口)のいずれも減少傾向であり、年少人口は1,000人を下回って推移しています。

年齢3区分別人口の比率は、年少人口は低下傾向、生産年齢人口は50%台前半で概ね横ばい、老人人口は上昇傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移(各年4月1日)



年齢3区分別人口の比率の推移(各年4月1日)



(住民基本台帳)

地区別人口は、令和7年4月1日現在、片貝地区が6,525人(47.0%)、豊海地区が5,788人(41.7%)、作田地区が1,571人(11.3%)となっています。

地区別人口(令和7年4月1日)

地区名	総人口(人)
片貝地区	6,525
豊海地区	5,788
作田地区	1,571
合計	13,884

(住民基本台帳)

(2)世帯の細分化

世帯数は、令和2年の7,130世帯から令和6年には6,922世帯に減少しています。一世帯当たり人員も緩やかに減少しており、令和6年には2.0人となっています。

人口・一世帯当たり人員(各年度末)

地区名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	7,130	7,010	6,997	6,964	6,922
一世帯あたり人員	2.1人	2.1人	2.1人	2.0人	2.0人

(住民基本台帳)

(3)人口動態

過去5年の人口動態は、いずれの年も自然減と社会減という状況で、毎年300人前後の減少となっており、特に自然減は死亡数が出生数を大きく上回る状況が続いています。

人口動態(各年1月1日～12月31日)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	43	30	29	31	24
死亡数	268	270	263	286	300
自然増減	▲ 225	▲ 240	▲ 234	▲ 255	▲ 276
転入者数	438	378	636	494	463
転出者数	525	493	705	523	504
社会増減	▲ 87	▲ 115	▲ 69	▲ 29	▲ 41
人口増減	▲ 312	▲ 355	▲ 303	▲ 284	▲ 317

(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省)

(4)福祉に関する基礎資料

①要支援・要介護認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、令和2年の953人から令和6年には1,060人と増加傾向となっており、認定率も令和2年の14.9%から令和6年には17.6%に上昇しています。

要支援・要介護認定者数と認定率(各年9月末)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要支援1	45	54	60	74	75
要支援2	119	141	150	175	162
要介護1	111	103	107	102	87
要介護2	246	249	208	213	233
要介護3	164	180	188	206	202
要介護4	150	140	153	161	171
要介護5	118	113	122	128	130
合計	953	980	988	1,059	1,060
認定率	15.5%	16.0%	16.1%	17.4%	17.6%

(介護保険事業状況報告月報)※認定率は第1号被保険者数に占める割合

②介護保険サービス利用者の推移

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスの受給者数は、令和2年の845人から令和6年には899人と増加傾向となっています。

居宅サービスの受給者数が全体の71.0%(令和6年)を占めている一方、過去5年の伸び率は施設サービスが23%増と最も高くなっています。

介護保険サービス受給状況(各年現物給付9月サービス分)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設サービス	151	148	174	166	186
地域密着型サービス	72	81	77	80	75
居宅サービス	622	628	604	643	638
合計	845	857	855	889	899
受給率	88.7%	86.5%	87.1%	83.7%	84.8%

(介護保険事業報告月報)※受給率は要支援・要介護認定者数に占める割合

③障害者手帳所持者数の推移

各種障害者手帳所持者数の合計は、令和2年度の854人から令和6年度には883人に増加しています。

手帳の種類別では、令和6年度は身体障害者手帳が601人(68.0%)、療育手帳が155人(17.6%)、精神障害者保健福祉手帳が127人(14.4%)です。

障害者手帳所持状況(各年度末)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	592	603	575	630	601
療育手帳	145	148	149	154	155
精神障害者保健福祉手帳	117	119	121	131	127
合計	854	872	845	915	883

(社会福祉課)

④生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の状況

過去5年の被保護世帯は200世帯前後で推移しており、令和6年度は生活保護世帯が197世帯、人員数は235人です。保護率(人口千人当たり)は、千葉県平均14.4%(令和5年度)と比較すると、高い水準で推移しています。

また、生活困窮者自立支援制度が平成27年度から始まり、自立相談支援等を実施しています。令和2年度では8件でしたが、令和6年度では5件となっており、年度によって増減が見られる状況です。

生活保護の状況(各年度末)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯(世帯)	184	180	200	203	197
被保護人員(人)	226	215	240	239	235
保護率(人口千人当たり)	15.5	15.3	17.4	17.8	17.9

(山武健康福祉センター)

生活困窮者相談受付数(各年度末)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付数(件)	8	13	8	5	5

(山武健康福祉センター)

2. 地域福祉に関するアンケートから見られる状況まとめ

①調査概要

調査対象：九十九里町に在住する 18 歳以上の住民 2,000 人を無作為抽出

調査方法：郵送配布・回収、WEB 回収

調査時期：令和7年9月 12 日～10 月5日

配布数：2,000 件

回答数：752 件

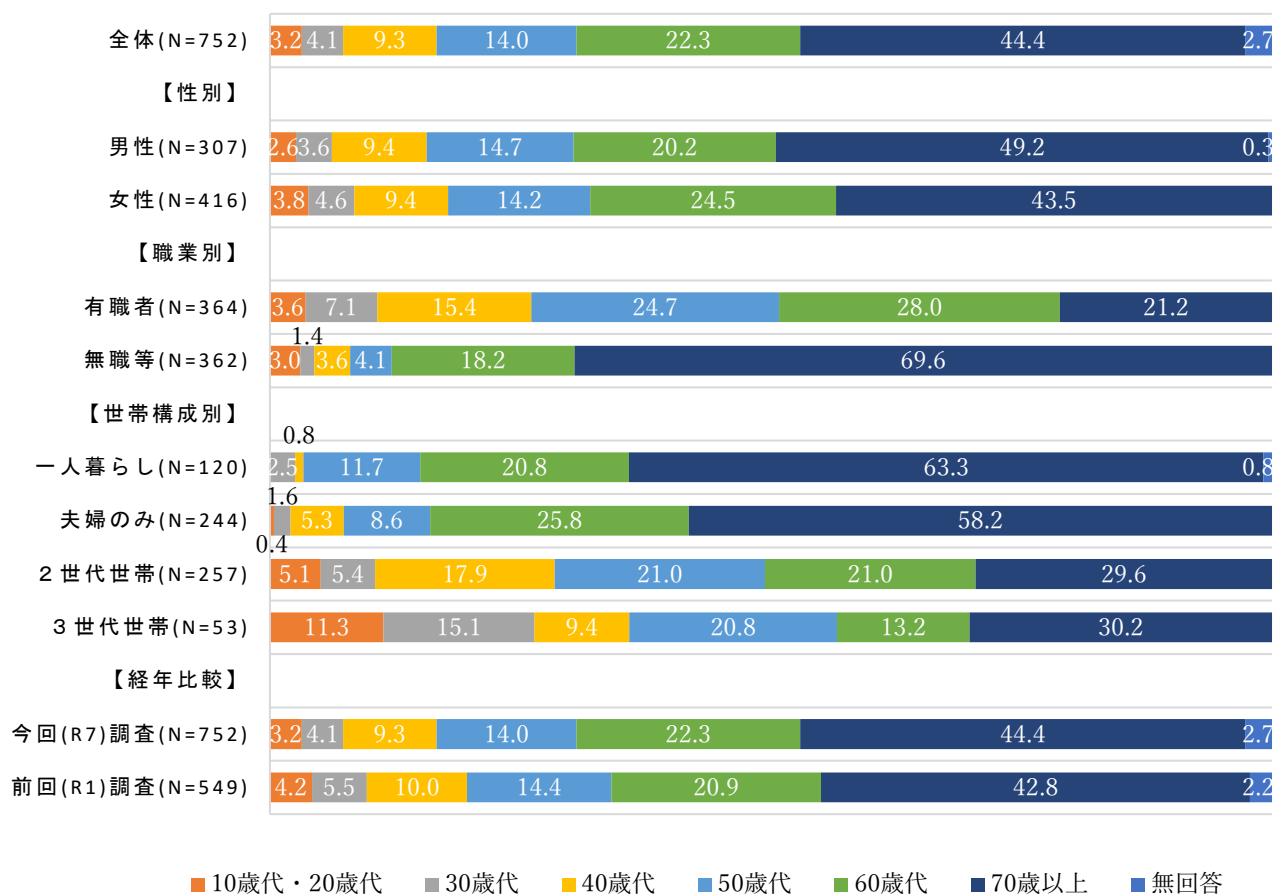
回収率：37.6%

②回答者の属性

回答者は、高齢者層が中心で、70歳以上が大きな割合を占めています。

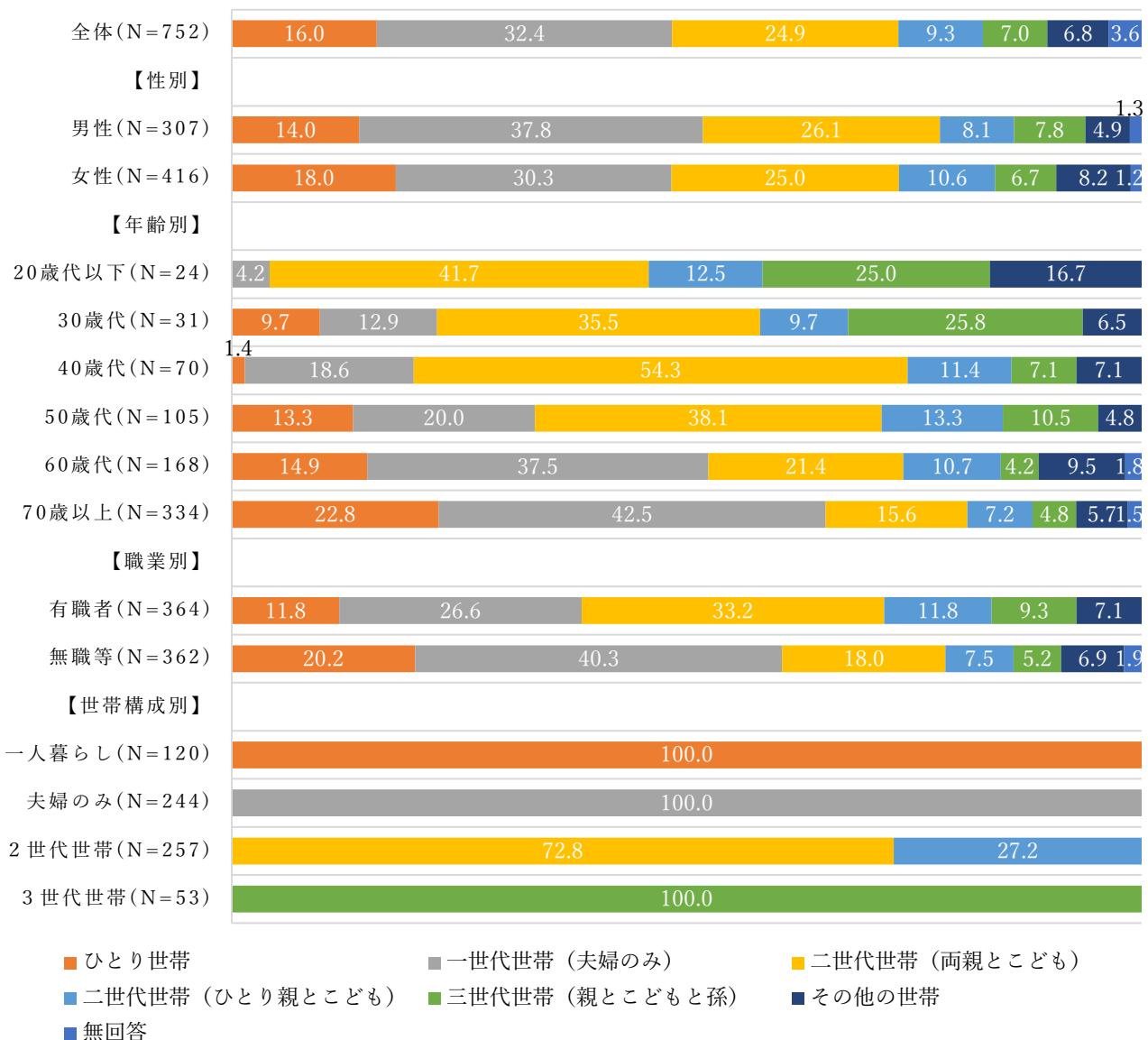
世帯構成は、前回調査(令和元年)と比べて単身世帯や高齢者のみ世帯が増加しており、町の高齢化や世帯の細分化の進行を反映した結果となっています。

〈年齢〉



■ 10歳代・20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳以上 ■ 無回答

〈世帯構成〉

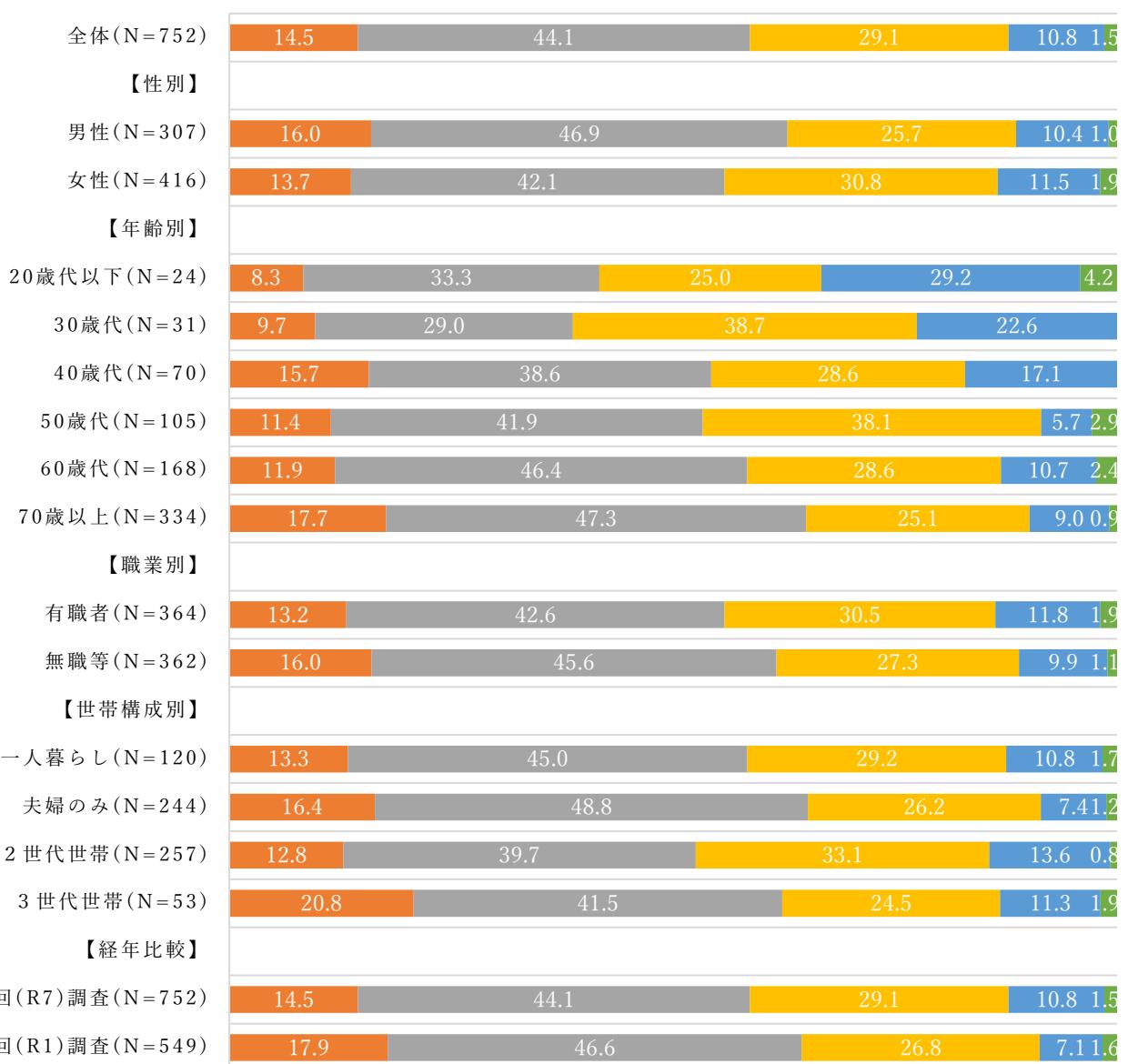


③地域生活に関する評価

「どちらかというと暮らしやすい」との評価が最多で、「暮らしやすい」と「どちらかというと暮らしやすい」を合わせた『九十九里町は暮らしやすい』という回答が58.6%と約6割を占めています。

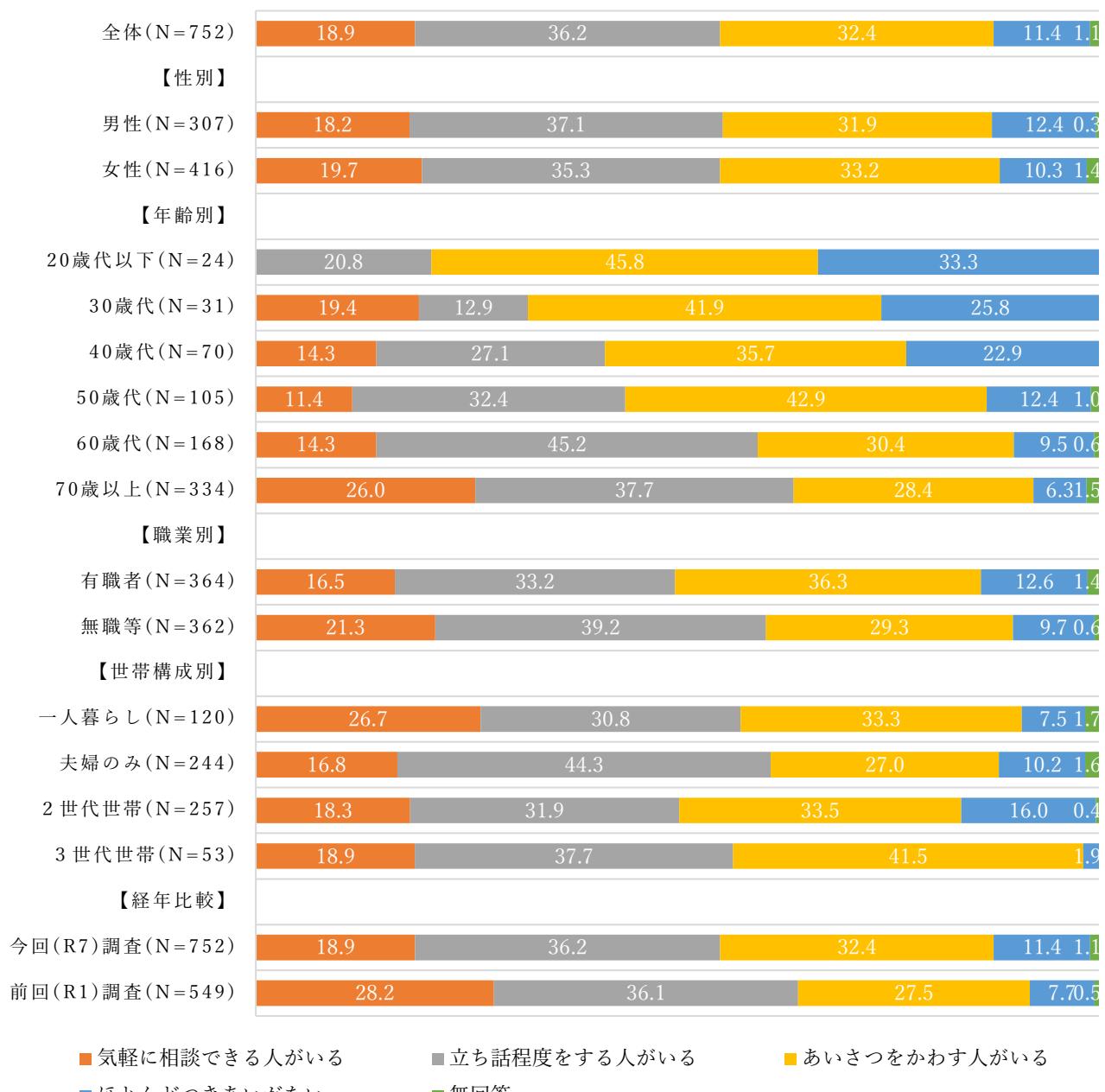
一方、近所とのつきあいで「気軽に相談できる人がいる」という住民が減少しており、地域コミュニティの希薄化を表す結果となっているほか、自治区の活動への参加が減少していたり、若年層の参加率が低く、住民同士の交流や世代間交流の不足が課題としてあげられます。

〈住んでいる地域の暮らしやすさ〉

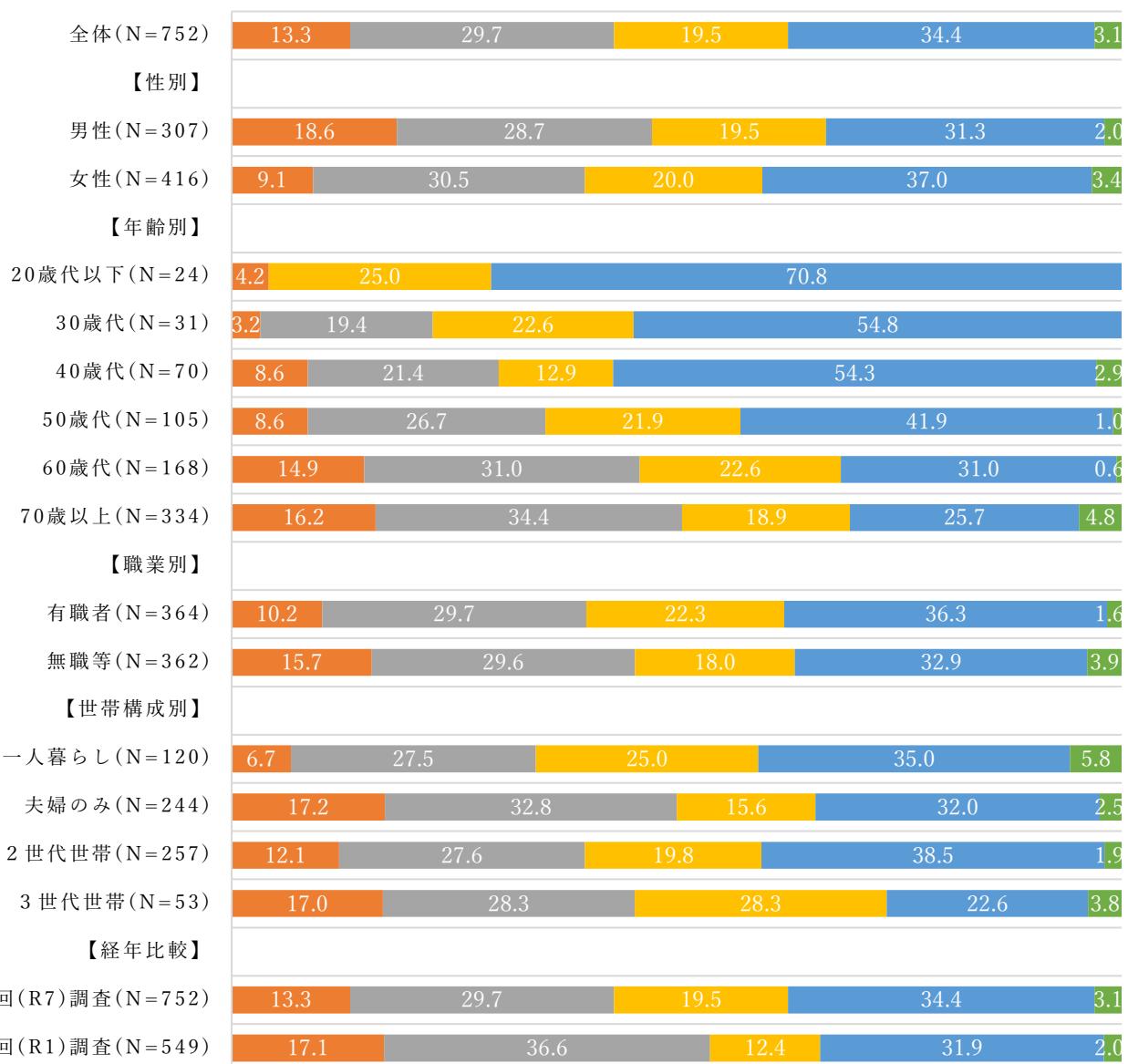


■暮らしやすい ■どちらかというと暮らしやすい ■どちらかというと暮らしにくい ■暮らしにくい ■無回答

〈ご近所とのつきあいの程度〉



〈自治区の活動への参加〉



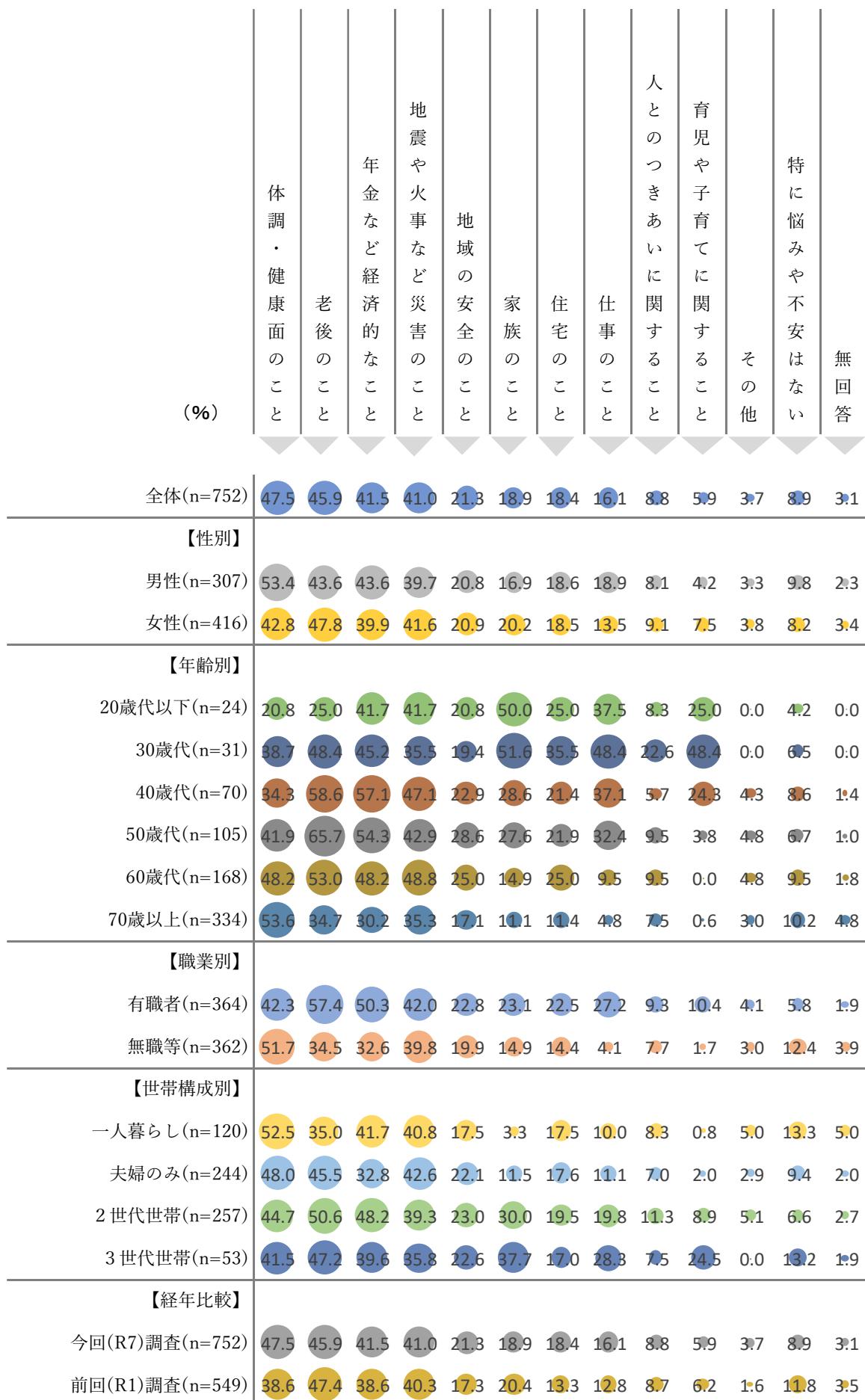
■ よく参加している ■ ある程度参加している ■ あまり参加していない ■ ほとんど参加していない ■ 無回答

④困りごと・生活課題

困りごとの上位は「体調・健康面のこと」「老後のこと」「年金など経済的なこと」などで、知りたい福祉の情報は、高齢層を中心に「高齢者の支援や介護のこと」「各種福祉サービスの利用方法」、「健康づくりや介護予防のこと」などが上位にあがっています。

不安や悩みについて家族以外の相談相手がいない(どこに相談して良いかわからぬ)層も1割程度(8.6%)おり、相談窓口の周知と活用促進を図る必要があります。

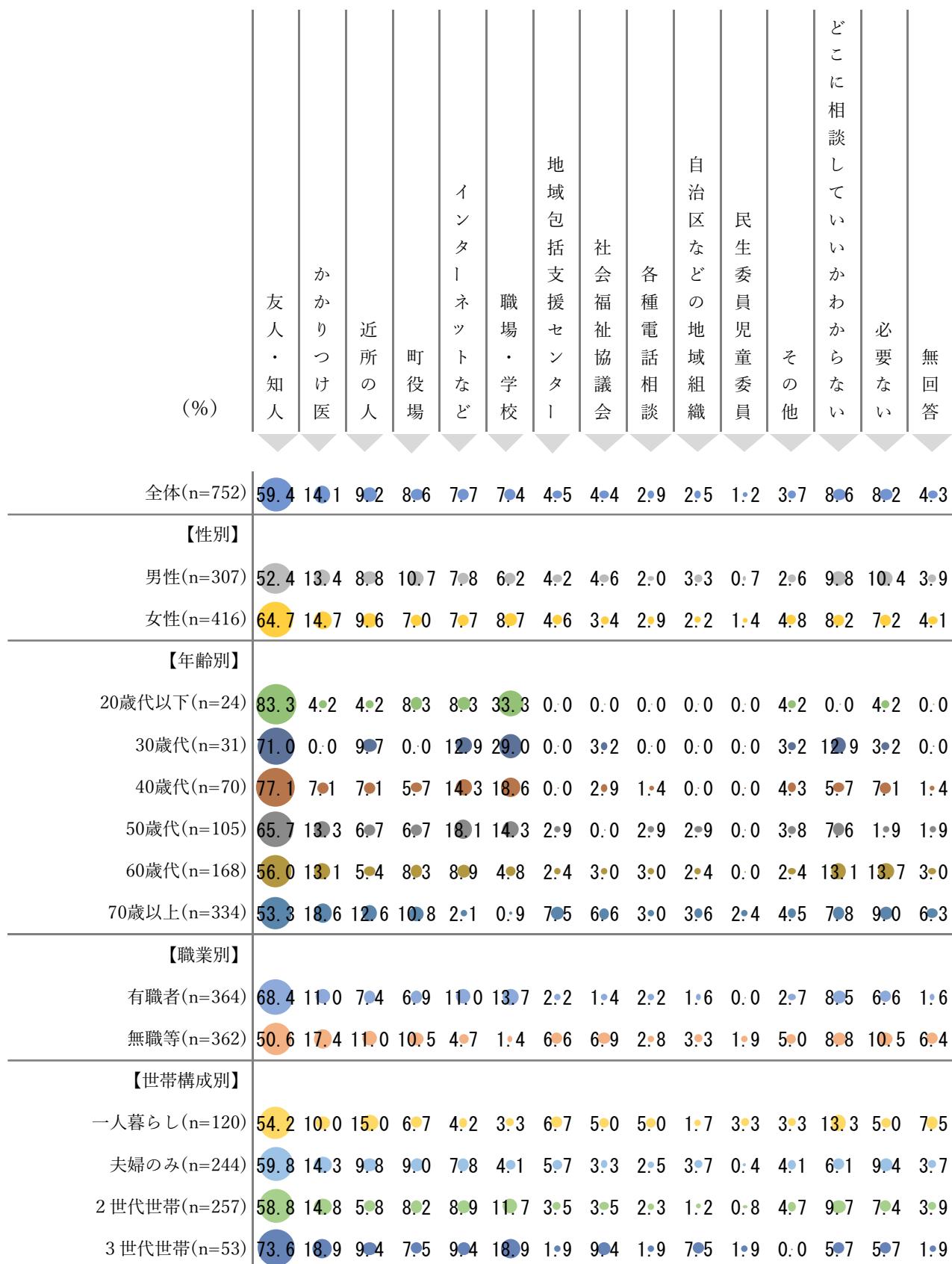
〈日々の生活で不安なことや悩みごと〉



〈知りたい福祉の情報〉

	高齢者の支援や介護のこと	各種福祉サービスの利用方法	健づくりや介護予防のこと	福祉サービス事業者のこと	町で開催している講座や教室など	障がい者支援のこと	子育て支援のこと	ボランティア活動のこと	その他	特にない	無回答
(%)											
全体(n=752)											
	48.1	39.8	21.5	16.2	11.4	8.8	8.6	6.1	1.2	15.0	6.8
【性別】											
男性(n=307)	49.8	39.4	23.1	16.3	6.8	10.7	7.5	3.9	0.7	21.2	4.2
女性(n=416)	48.1	40.1	21.2	15.6	14.4	7.5	10.1	7.2	1.7	11.1	7.7
【年齢別】											
20歳代以下(n=24)	83.3	37.5	4.2	4.2	20.8	8.3	45.8	12.5	0.0	20.8	4.2
30歳代(n=31)	38.7	41.9	22.6	19.4	12.9	6.5	58.1	6.5	0.0	19.4	0.0
40歳代(n=70)	37.1	31.4	12.9	15.7	12.9	5.7	27.1	2.9	0.0	24.3	4.3
50歳代(n=105)	52.4	46.7	23.8	12.4	9.5	8.6	8.6	9.5	1.9	16.2	1.0
60歳代(n=168)	50.0	39.3	20.2	17.3	11.9	13.1	3.0	6.5	1.8	16.1	4.8
70歳以上(n=334)	51.2	39.5	25.4	16.8	9.9	7.8	0.9	4.5	1.2	11.7	10.5
【職業別】											
有職者(n=364)	49.2	39.3	22.0	14.8	10.4	7.4	15.1	6.3	1.6	14.3	4.4
無職等(n=362)	48.6	40.3	22.1	17.1	11.6	10.2	2.8	5.2	0.8	16.3	8.3
【世帯構成別】											
一人暮らし(n=120)	47.5	38.3	19.2	15.0	10.0	6.7	2.5	5.8	0.8	13.3	8.3
夫婦のみ(n=244)	47.1	39.3	29.5	15.2	13.1	8.6	3.7	5.7	0.8	16.0	6.6
2世代世帯(n=257)	49.8	43.2	17.1	18.3	9.3	10.1	14.0	5.8	1.9	14.4	5.4
3世代世帯(n=53)	47.2	32.1	17.0	13.2	7.5	7.5	24.5	7.5	1.9	22.6	5.7
【経年比較】											
今回(R7)調査(n=752)	48.1	39.8	21.5	16.2	11.4	8.8	8.6	6.1	1.2	15.0	6.8
前回(R1)調査(n=549)	45.7	40.8	26.0	13.3	10.6	9.5	8.4	6.7	0.9	12.9	8.6

〈不安や悩みの家族以外の相談先〉



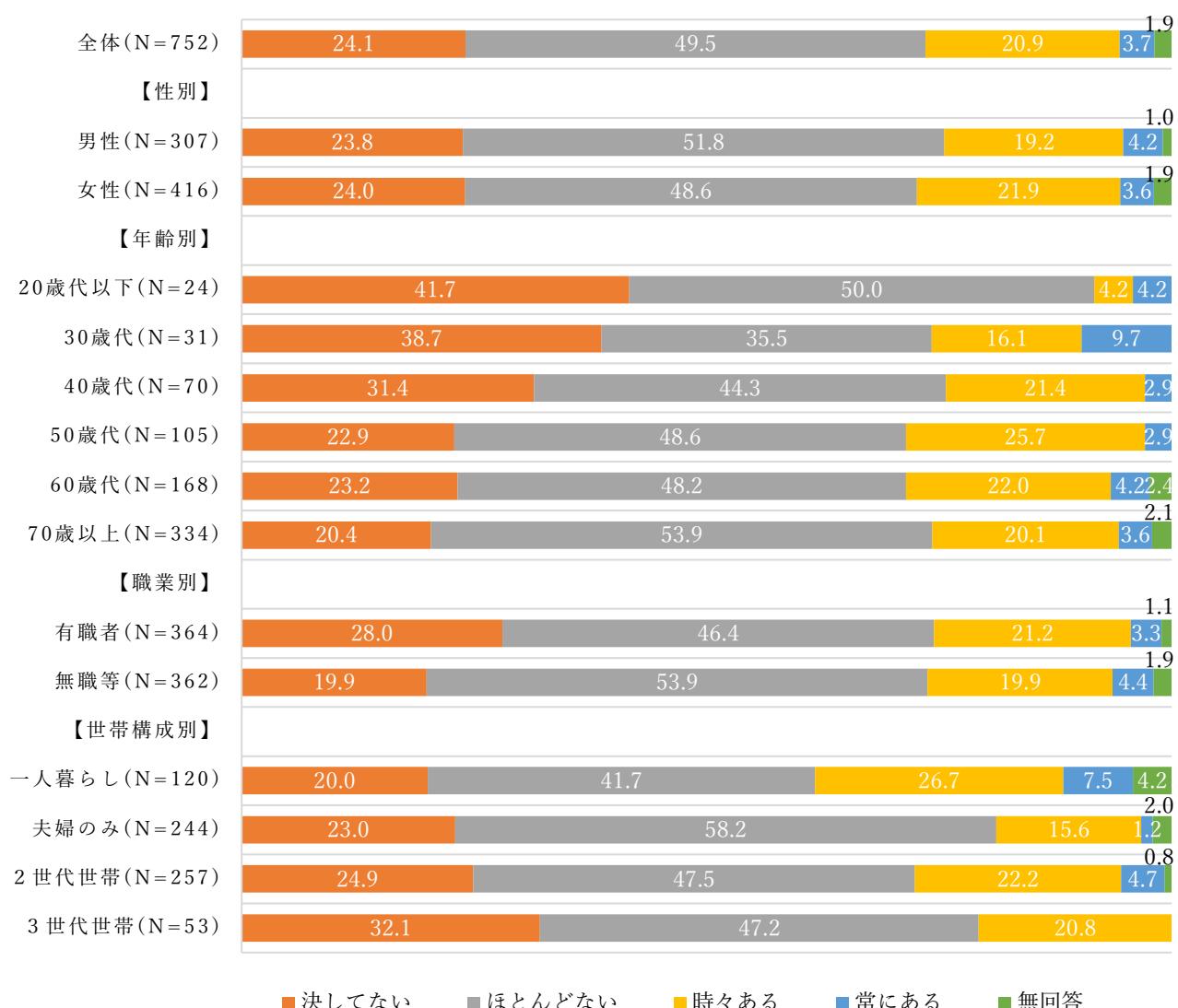
⑤孤独・孤立

『孤立を感じない(決してない+ほとんどない)』が73.6%であった一方、『孤立を感じる(時々ある+常にある)』が24.6%と、回答者の約4人に1人が孤立感を抱えていることが明らかになっています。

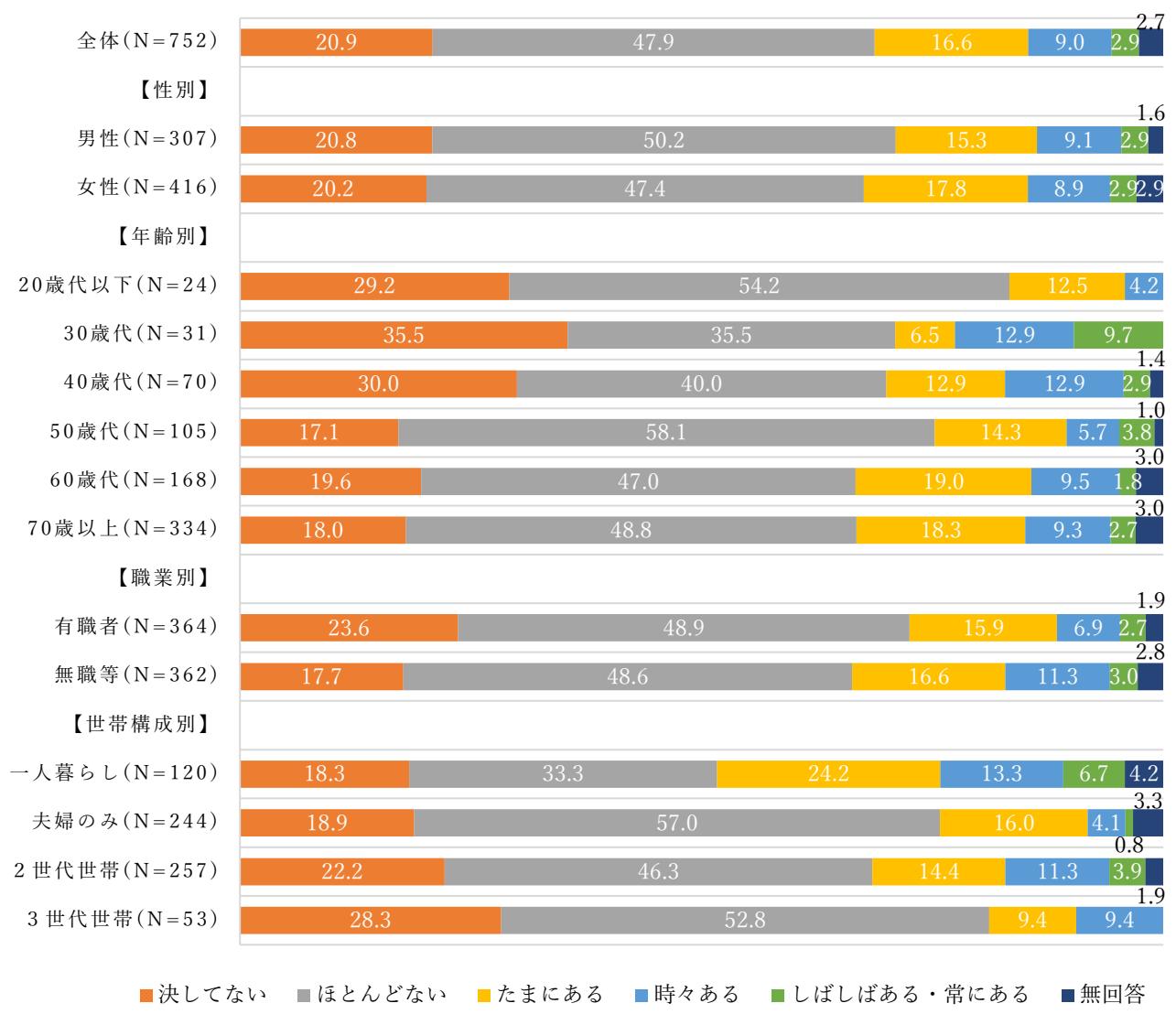
また、『孤独を感じる(時々ある+しばしばある・常にある)』が25.6%となり、孤独感を感じている人も孤立と同じ程度存在しています。

孤独感の背景要因としては、「ひとり暮らし」「心身のトラブル(病気・けが等)」「家族との死別」が多くあげられ、人間関係の希薄化や健康問題が上位の要因となっており、独居高齢者の増加などを踏まえた孤独・孤立対策の強化が求められています。

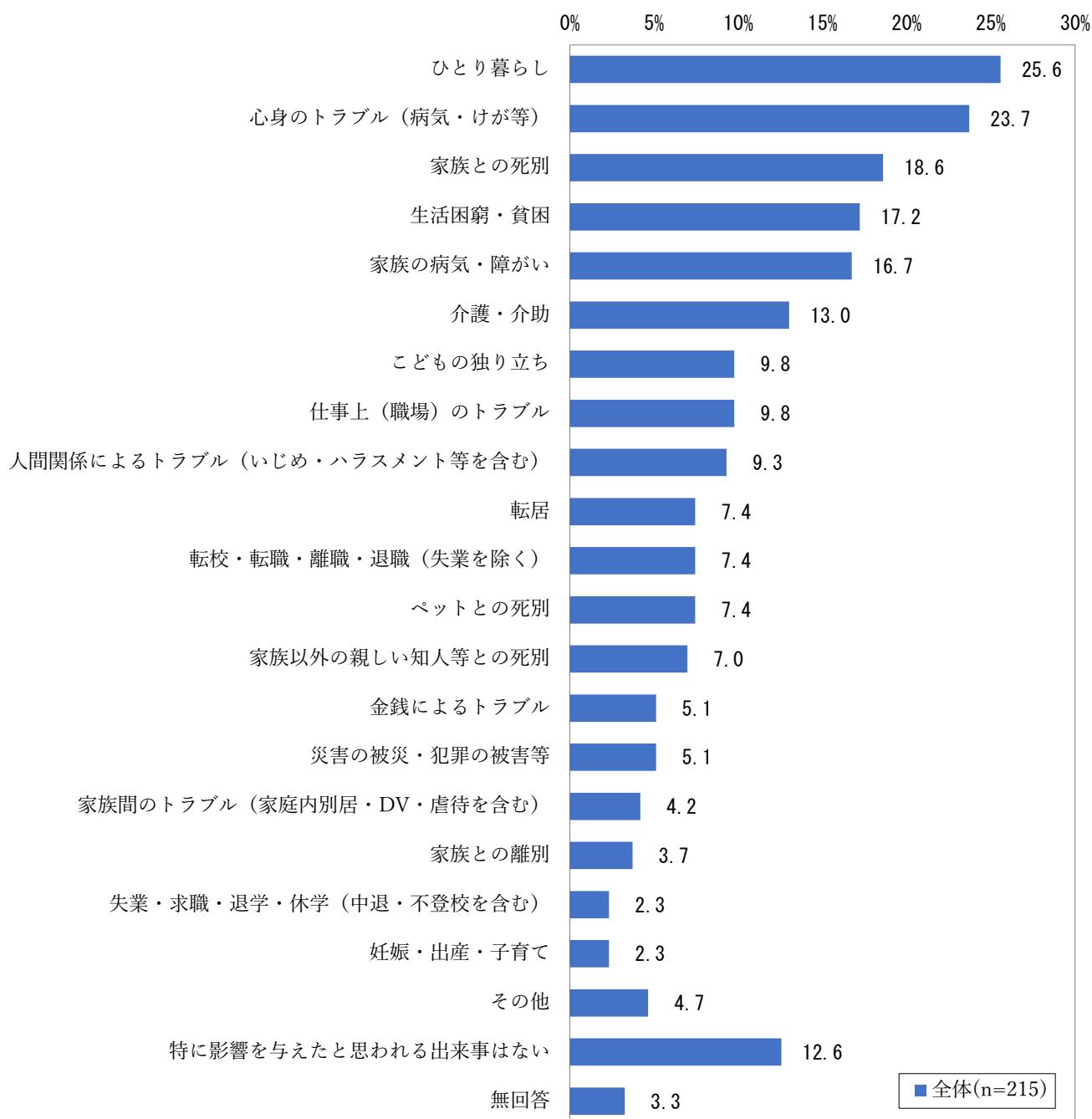
〈自分は他の人たちから孤立していると感じことがあるか〉



〈どの程度、孤独であると感じことがあるか〉



〈現在の孤独感に強く影響を与えたと思われる出来事〉

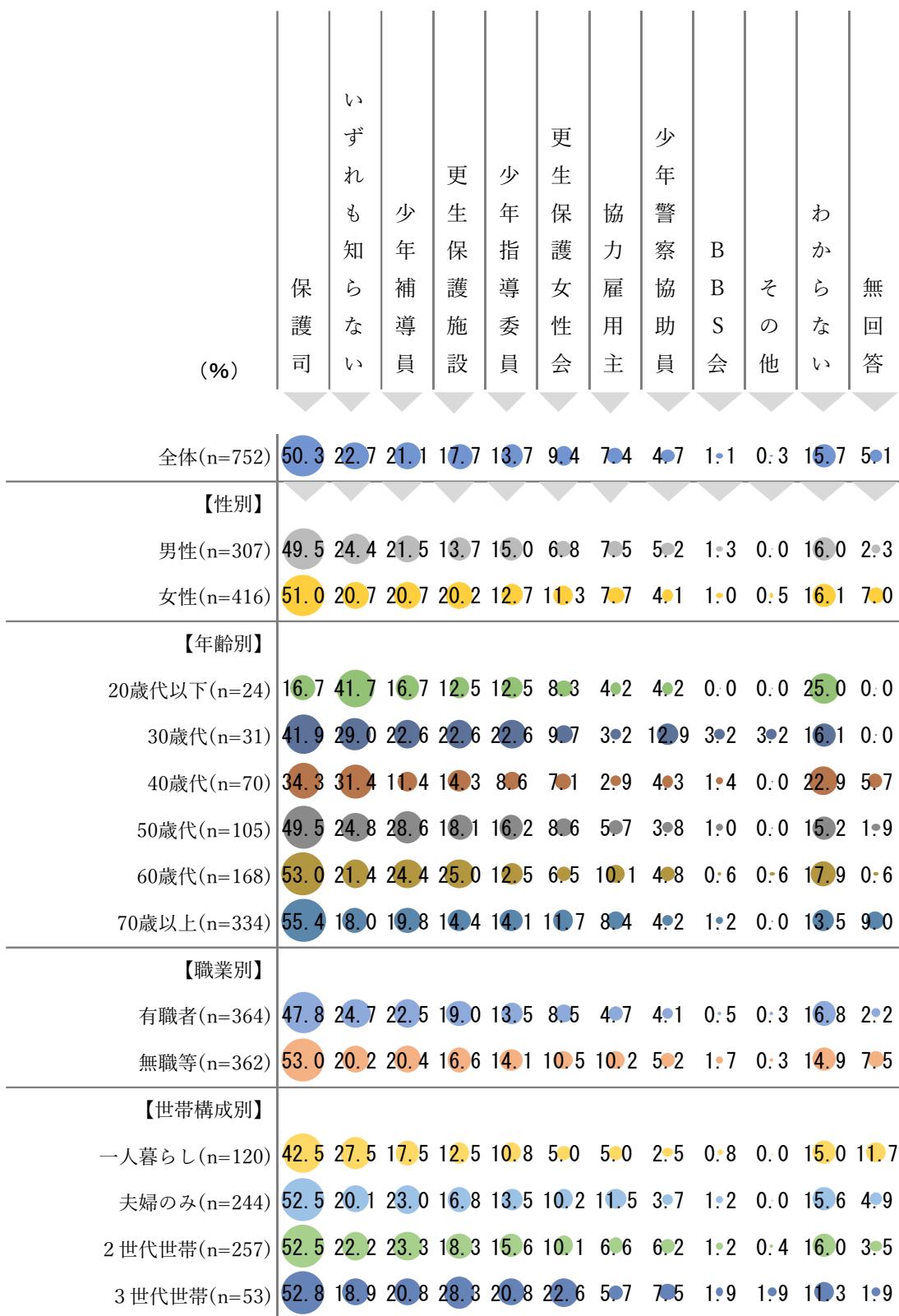


⑥再犯防止

再犯防止に協力する民間協力者の認知状況は、「保護司」が50.3%と最も高く、「いずれも知らない」が22.7%、「少年補導員」が21.1%と続いています。

また、再犯防止のために、地方公共団体がするべきことは、「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動場所の提供や財政支援をする」「住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が上位3つです。

〈再犯防止に協力する民間協力者(町外の場合を含む)の認知状況〉



〈再犯防止のために、地方公共団体がすること〉

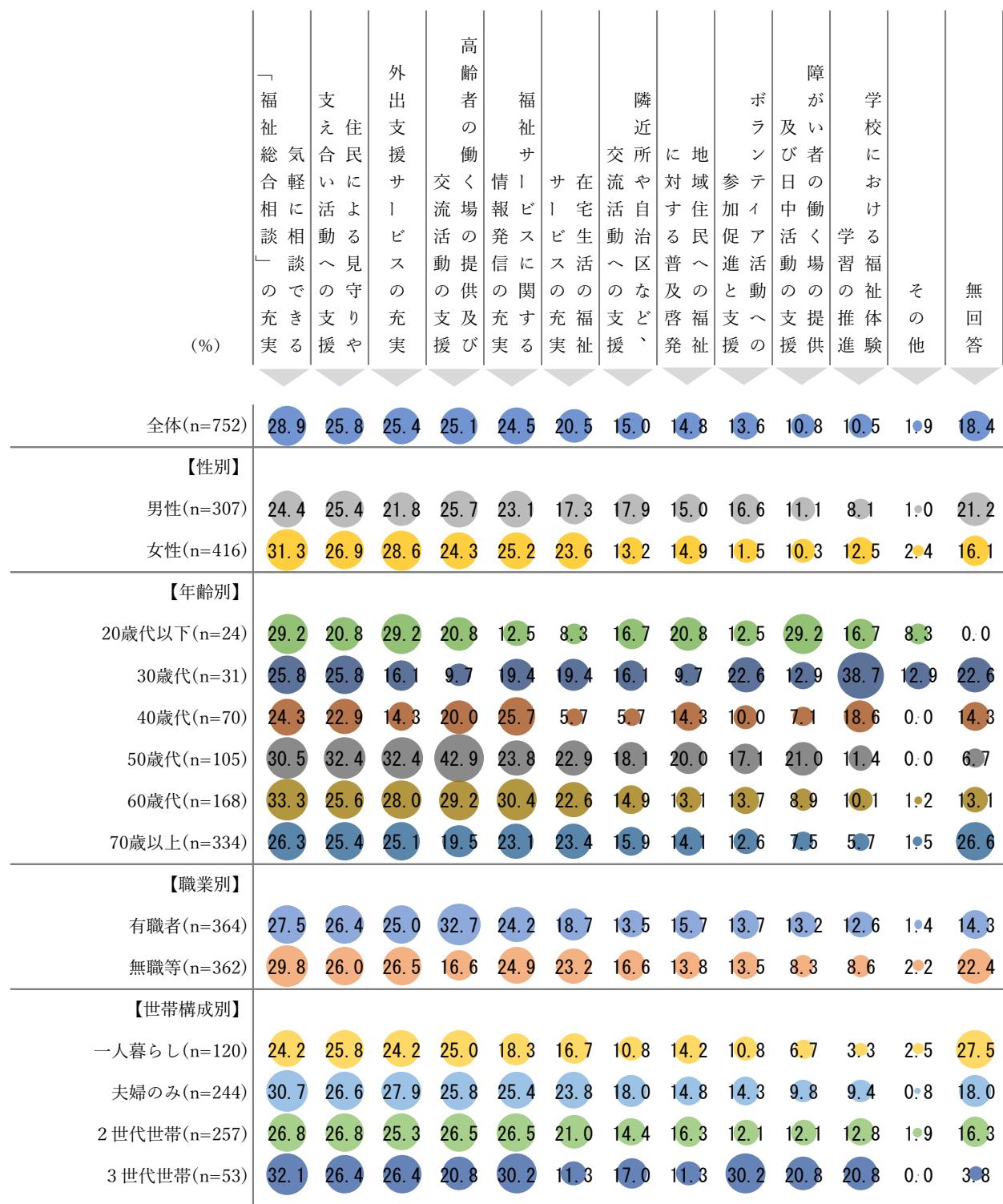
		再犯防止に活動協場力所するのする犯罪をねしツたト人ワにI対クするをする作支る援	住民に対し広て報、・再啓犯発防支に援対をしすてる、	犯罪をした人を機地方で公雇共用団体するの	その他	わからぬ	無回答
(%)							
全体(n=752)							
		22.3	19.7	18.8	17.0	20.4	39.5
【性別】							
男性(n=307)		19.5	21.8	17.9	13.7	20.9	42.3
女性(n=416)		24.5	18.3	19.5	19.0	10.4	38.0
【年齢別】							
20歳代以下(n=24)		29.2	25.0	41.7	20.8	0.0	29.2
30歳代(n=31)		19.4	19.4	22.6	16.1	9.7	35.5
40歳代(n=70)		31.4	15.7	21.4	21.4	5.7	32.9
50歳代(n=105)		26.7	16.2	17.1	9.5	20.9	41.0
60歳代(n=168)		25.0	20.8	19.0	16.7	1.2	44.6
70歳以上(n=334)		17.4	21.0	16.8	18.3	0.9	40.1
【職業別】							
有職者(n=364)		24.7	19.8	19.8	17.6	20.7	39.0
無職等(n=362)		20.2	19.9	18.0	16.3	1.4	40.9
【世帯構成別】							
一人暮らし(n=120)		15.8	18.3	11.7	12.5	4.2	46.7
夫婦のみ(n=244)		23.4	20.5	16.4	17.2	3.3	38.5
2世代世帯(n=257)		23.7	19.8	24.1	18.3	0.8	36.2
3世代世帯(n=53)		28.3	22.6	26.4	17.0	0.0	34.0

⑦今後充実が必要、重要とされる施策・取組み

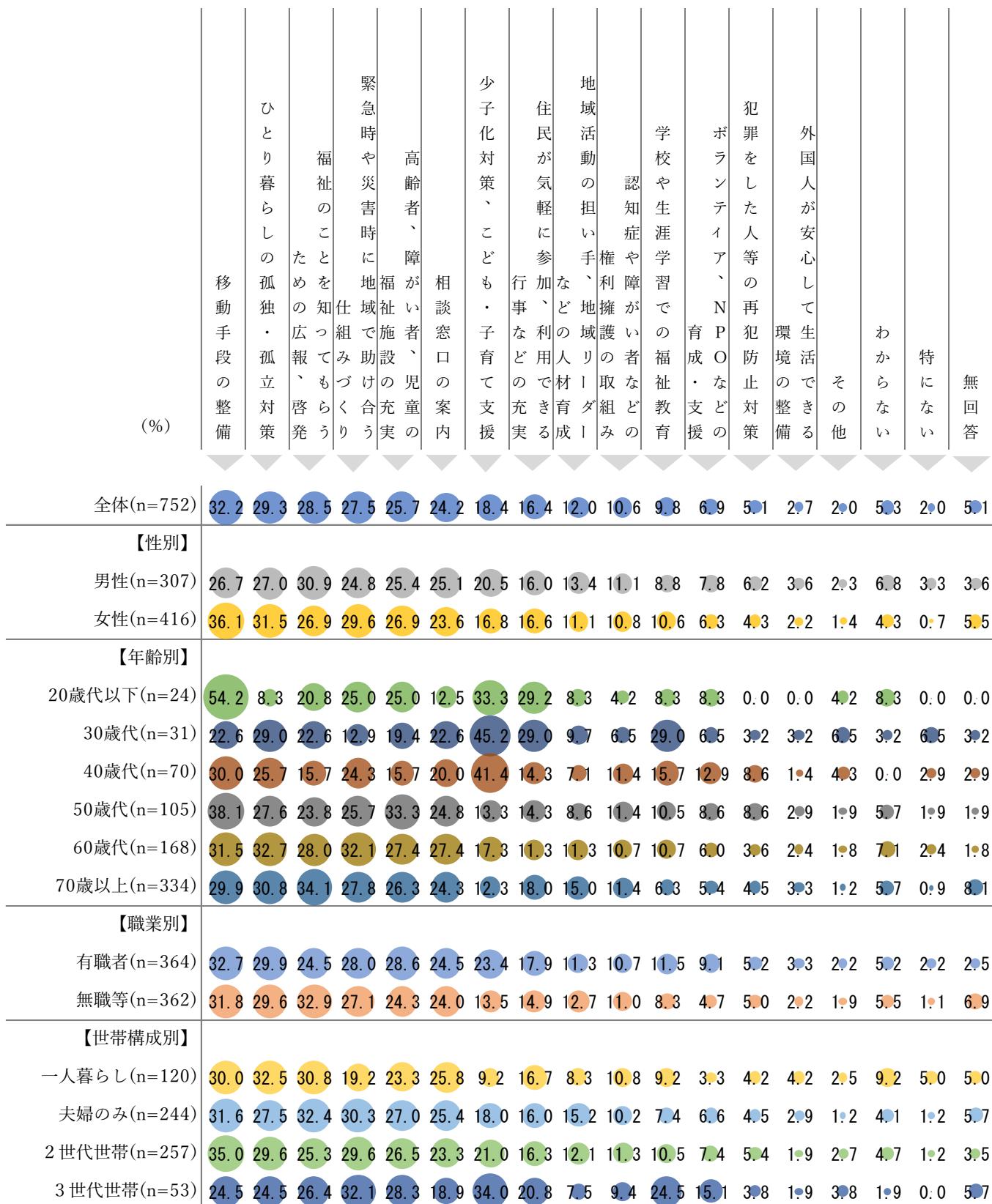
町の社会福祉協議会が行う活動として、今後充実させてほしいものは、「気軽に相談できる「福祉総合相談」の充実」「住民による見守りや支え合い活動への支援」「外出支援サービスの充実」が上位3つです。

また、町の福祉施策を充実させる重要な取組みは、「移動手段の整備」「ひとり暮らしの孤独・孤立対策」「福祉のことを知ってもらうための広報、啓発」が上位3つです。

〈町の社会福祉協議会が行う活動として、今後充実させてほしいもの〉



〈町の福祉施策をより充実させていくために、重要な取組み〉



自由記述欄に寄せられた地域福祉に関するご提案やご意見などを整理すると、「情報提供・周知の改善」「防犯・治安・安全対策」「高齢化・孤立への対応」についての意見などが上位3つとなっており、これらが住民における現在の関心事や課題と捉えていることとなっています。

〈地域福祉に関するご提案やご意見など(自由記述)〉

回答	件数
「情報提供・周知の改善」について	35件
「防犯・治安・安全対策」について	34件
「高齢化・孤立への対応」について	31件
「地域交流・コミュニティ活性化」について	28件
「空き家・環境維持管理」について	26件
「交通・移動手段の確保」について	23件
「産業振興・まちの将来」について	20件
「見守り・安否確認体制」について	17件
「地域活動の資金・運営基盤」について	16件
「生活アクセス（買い物・医療）」について	14件
「多文化共生・外国人対応」について	11件
「生活困窮・相談支援体制」について	10件
「子育て・保育支援」について	9件
その他	8件
意見総数（回答者数138名）	282件

3. 地域福祉懇談会での話し合いから見られる地域の状況

(1) 地域福祉懇談会の開催概要

本計画の策定にあたり、地域での生活ニーズ、福祉課題を発見・共有し、具体的な活動の方向性を計画へ反映させるために、住民の皆様に参加いただき、「九十九里町地域福祉懇談会」を開催しました。

① 実施概要

● 実施日

【片貝・作田地区】 令和7年11月12日(水)中央公民館講義室 10時から12時

【豊海地区】 令和7年11月12日(水)つくも学遊館研修室 13時30分から15時30分

● 参加者

- ◆ ホームページによる一般募集及び自治区回覧による公募住民
- ◆ 民生委員児童委員協議会
- ◆ 人権擁護委員
- ◆ 行政相談委員
- ◆ 保護司更生保護女性連絡協議会
- ◆ 自治区連絡協議会
- ◆ 婦人会
- ◆ ダイヤモンドクラブ連合会
- ◆ 豊海地区社会福祉協議会
- ◆ 片貝・作田地区社会福祉協議会
- ◆ 社協
- ◆ ボランティア連絡協議会
- ◆ 赤十字奉仕団

● 参加人数

【片貝・作田地区】 30名

【豊海地区】 20名

② 実施方法

本座談会は、ワークショップ(参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会等を指す言葉)の手法を用いて、同じ地域に暮らす住民同士が自由な意見を出し合い、地域の現状や地域の課題(困りごと・不安なこと)について、グループごとに「そう思う」「こんなことも関係ある」といった課題を出し、その課題解決に向けてできることについて話し合いました。

意見をまとめ整理したのち、各グループで話し合った内容を報告、地域の問題についての意見を共有しました。そして、そこで話し合われた課題と課題解決に向けてのできることを取りまとめました。

(2) 主な現状と課題・対応策・解決策(できること)

参加者が選定したテーマと、主な現状と課題、課題への対応策・解決策(できること)をまとめると次のとおりです。

テーマ：ひとり暮らしや身寄りのない高齢者への生活支援	
主な現状と課題	対応策・解決策(できること)
<ul style="list-style-type: none"> 買い物に出かけることができずに困っている人がいる。 移動スーパーも多少あるが、不便。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動スーパーに働きかけ、出店を増やしてもらう。
<ul style="list-style-type: none"> 配食サービスなど国や町の制度・サービスを知らない高齢者が多い。 コロナ禍以降、葬儀の仕方が分からず。 外出支援サービスの範囲は、町内だけに限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉や介護の制度・サービスについて、行政が広報や区長会、防災無線等を通じてより広く周知を行う。 町役場等に「なんでも相談窓口」を設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの人が増加している。 高齢者だけの世帯や独居世帯への見守りを行っている。ヤクルト販売の人や婦人会の配食でも見守りをしている。 遠く離れた娘が金銭管理をしていて、高齢者自身ではお金をすぐに使えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での防犯対策に取り組む。 地域の組織づくりを進める。 ボランティアの活動を充実させる。
<ul style="list-style-type: none"> 婦人会の配食サービスは月1回。大変良いが、人数が限られている。婦人会のない地区での対応が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会のない地区での配食サービスや見守りの状況を確認する。
<ul style="list-style-type: none"> 誰がひとり暮らしなのかわからない。名前、人数、見守りがあるのかないのかもわからぬ。ひとり暮らし、見守りのない人が、何に困っているのか把握するのが難しい現状がある。民生委員や区長も把握できていない。個人情報保護に阻まれる。 困っている人のニーズが分からぬ。 一人で暮らしている方の連絡方法はどうしたら良いのか。居留守が多く、住んでいるのかどうかも分からぬ。 自治区に加入していない人もいる。 社協や地域包括支援センターがどんなことをしているのかが広まっていない。 ひとり暮らしの方の死後、自分の財産をどうしたら良いか悩んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での会合を持つ。会合には民生委員が出る。 民生委員、区長、社協推進委員が連携に努める。 個人情報の利用を関係者に広げることができないのか(準要保護者等)、確認・検討を行う。 自分の方から聞いていく。関係を築く。 困っている人は、地域包括支援センター、社会福祉協議会につなげる。 家族で助け合う。
<ul style="list-style-type: none"> 困っているのに、何でも相談に行く交通手段がない。愚痴を言う場もない。 地域でうまく使える交通手段が少ない。 困っている人を車に乗せて行きたいが、事故が心配である。 災害が起きたとき、近所の車のない人や高齢の方に声をかけて避難するようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の声を反映した交通手段を考える。

<ul style="list-style-type: none"> ・何かあるときには、高齢者間で話し合っている。 ・以前に比べて、何でも相談に来る人が減っている。 ・昔のような地域の集まりが減った。 ・区の役員の引き継ぎのときに、話し合いがなされていない現状にある。 ・民生委員の抱えている人数が多すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での交流会（お茶会、ゲートボール等）を復活させる。
--	--

テーマ：居場所・集まる場の確保	
主な現状と課題	対応策・解決策（できること）
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンは月に1回開催しているが、女性中心である（作田地区）。男性向けのサロンも必要ではないか。 ・サロンでは、リーダーが脳トレやゲームなどを用意している。リーダーの体調が悪いときに困る。 ・サロンは、素人が運営しているのでマンネリ化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの高齢化に伴い、次世代（若い人）の参加を募る。 ・有償ボランティアの参加を促す（行政からの助成金が必要と思われる）。 ・ひきこもり防止のために、軽スポーツ普及に取り組む。 ・サロンへの人的補助を行う。歯、栄養、健康について話してもらえるような人が来もらう。 ・健康福祉課により、健康体操を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・サロンには独居の人が来ている。参加してもらえるよう声かけをしている。 ・サロンへの推進委員の参加が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居の人だけでなく、友達を誘い合ってもらうようにする。 ・推進委員に積極的な声かけとお誘いをしてもらう。
<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員は現状、70歳代が中心となっている。人数は40名以上いるが、今後高齢化が進むと、若手が不足する。 ・推進委員の年齢制限はない。 ・利用者の送迎をする人が減少している。 ・サロンの送迎は推進委員がするので不安。 ・足腰の衰えにより、集まる場所に行くことができない。 ・歩いて行けるサロンにする必要がある。 ・居場所の確保が難しい（話し相手）。 ・サロンは、開催場所により区民対象や全町民対象と異なり、開催頻度も毎週や月1回のものがある。誰でも参加できると良いのではないか。 ・場所はあるが、特定の日・曜日が決まっているので、参加できない。 ・食事会を開催しているが、送迎付きの店を探すのが大変である。 ・こども食堂を月に1回開催しており、高齢者が数人で楽しみに来てくれる。集まる場の一つになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎は、ボランティア保険に加入して対応する。 ・利用者から、事故のリスクがあることについての誓約書を取得する。 ・小さなサロンを立ち上げるための人を養成する（初めは社協の職員がリーダーに）。 ・ダイヤモンドクラブ等の集会所も利用する。 ・個人宅の空き部屋を利用し、集まる場所を確保する。提供者を募る。

<ul style="list-style-type: none"> ・サロンのために一般住宅を借りる場合、光熱費の自己負担が大きい。 ・参加者はカラオケが大好きであるが、カラオケのレンタル期限が迫っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンの予算がいくらまで使えるのかはっきりさせる。 ・個人宅をサロンに提供してもらう際に、光熱費等の費用補助を行う。 ・サロンにカラオケを完備する。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がどこにいるのかはっきりしない。高齢者の住所等を教えてもらえない。 <p>(把握している部署は、役場のどこなのか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役場より、地区の福祉関係者には高齢者がどこにいるのかを伝えてもらう。

テーマ：移動支援	
主な現状と課題	対応策・解決策（できること）
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの台数が少ない。 ・タクシー券は、町内ののみの制限があり、利用範囲が狭い。 ・タクシーの利用が難しい。タクシー券は帰りが困る。 ・病院までのタクシー代が高く、通院ができない。 ・移動支援のサービスとして、介護タクシー（介護保険）、福祉タクシー（障がい者向け）、ケアタクシー、タクシー券の配布がある。ケアタクシーはお金がかかるが、通常のタクシーより安い。外出時は有料の交通機関を使うことが多く、高齢者にとっては負担が大きい。 ・タクシーを利用するとき、直には使えず、予約が必要である。 ・移動支援・外出支援の提供回数が少ない。 ・外出支援のドライバー不足。 ・運転免許返納後の生活では、通院、買い物、外出に対する不安がある。 ・外出支援の依頼場所が分からず、個人的に友人・知人に買い物を頼るケースも多い。もし事故等が起こった場合に補償できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援ボランティアの充実 ・配達支援を提供する。 ・移動支援は、増えているひとり暮らしの高齢者への対応をもっと考えていくべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・移動スーパーは週2回（つくも南）のヤックス。 ・100縁サービス（10分間100円）や社協の無料での外出支援サービス事業・通院支援。こうした外出支援についての周知が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町から提供しているサービスの一覧表を作成し、高齢者等に提供する。 (ホームページを見ることは、高齢者には無理)
<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス事業が利用者のニーズに応え切れていない。 ・外出支援サービス事業のドライバーボランティアの交代要員がいない。応募する人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス事業は、町内医療施設行きの便を設ける。 ・役場の定年退職者にドライバーになってもらう案内をする。 ・ドライバーボランティアが自分で後継者を見つけ、声をかける。

テーマ：複合的な生活課題を抱える家庭への支援

主な現状と課題	対応策・解決策（できること）
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの子と母親の二人暮らしや、ひとり暮らしの高齢者が多い。 ・50代の娘が母親の施設に通っているケースがある。 ・精神障がいの姉を一人で背負っているケースがある。姉が時々一人で外出してしまい、防災無線で捜索することも。 ・困難を抱える人の情報の共有ができていな い。 ・ヤングケアラーの把握が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣との交流が希薄なので、実態を知る。 ・改善に向けて、行政へ強い働きかけを行う（区長等）。 ・小学校に対しては、説明会を行うことを予定している。 ・近所とのふれあいがあまりないので、姿を見かけたら声をかけるということを、地区で共有できると良い。 ・送迎支援、生活支援のサービスがあることを伝えていく。



4. 社会動向

(1)少子高齢化・人口減少と地域生活の変容

我が国は、世界でも類を見ない速度で少子高齢化が進行しており、人口減少は全国的に深刻な課題となっています。出生数は過去最少を更新し続け、高齢化率は上昇を続けており、これに伴い、単身高齢者や高齢者のみ世帯が急増し、家族・地域が担っていた生活支援機能が弱まっている状況です。

また、15～64歳人口（生産年齢人口）の減少や地域コミュニティの縮小により、「買い物難民」、「通院困難者」、「社会的孤立」といった生活課題が顕在化してきています。

なかでも、交通手段の確保、医療・介護資源の不足、防災脆弱性の拡大など、地域の基盤に関わる課題が複合化しており、生活支援と安全確保を両立する地域づくりが急務となっています。

(2)孤独・孤立の深刻化と社会的つながりの再構築

単身世帯の増加、家族関係の希薄化、ネット上のコミュニティ偏在、コロナ禍による社会的断絶などを背景に、孤独・孤立の問題が全国的に深刻化しており、令和3年には国に「孤独・孤立担当大臣」が設置され、令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が制定されました。

本町を含め多くの市町村では、相談体制の強化、地域の居場所づくり（こども食堂、高齢者サロン等）、見守りネットワークの拡充、民生委員との連携などを通じて、早期支援のための取組みが進められています。

孤独・孤立への対策にあたっては、メンタルヘルスへの対応にとどまらず、生活困窮とも関連するため、総合的な支援の強化が求められています。

(3)物価上昇・生活困窮への対応

近年の物価上昇をはじめ、高齢化の進展による高齢単身世帯の増加、ひとり親世帯における収入の不安定さ、非正規雇用の増加など労働市場の変化に伴い、生活困窮者及びそのリスクを抱える人・世帯への充実が求められています。

市町村においては、食料支援、公共料金支援、相談体制の強化、就労支援などを拡充する動きが強まっており、生活困窮者自立支援制度と地域福祉との連携が重要性を増しています。

(4)ヤングケアラー・8050問題・ダブルケアなどの生きづらさの多様化

家族の構造変化に伴い、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケアなど、世帯内に潜在化し、発見が遅れがちな新たな課題が出てきています。

早期発見・早期支援には、学校・医療機関・地域福祉等の連携が不可欠であり、分野横断的な支援体制整備が求められています。

(5)災害対策・福祉防災の強化

地震・台風・豪雨等の災害時における、要配慮者支援の必要性が高まっており、個別避難計画の作成や福祉避難所の整備、防災訓練と見守りの連動など、福祉と防災が連携する「福祉防災」の視点が全国的に重視されてきています。

本町のような沿岸地域では、津波・高潮対策も含めた包括的な支援体制整備が求められています。

(6)デジタル化と情報格差(デジタル・ディバイド)

行政手続のオンライン化やICTの普及が進む一方で、デジタル活用に不慣れな住民や情報取得にハンディキャップのある住民が取り残される「情報格差」への対応が課題としてあがっています。

市町村では、スマート講座、相談におけるオンラインと対面の併用のほか、広報紙などの紙媒体とホームページやSNSなど複数のメディアを組み合わせたメディアミックスによる情報提供など、多様な手段で住民の参加を支える取組みが増えてきています。

(7)多様性・包摂と権利擁護

障がいのある人や認知症の高齢者、外国人住民など、配慮や支援を必要とする多様な住民が地域に暮らしており、包摂的な地域づくりとして、差別の解消、合理的配慮、権利擁護の強化が求められています。

また、虐待防止や再犯防止の対策との連携など、地域福祉の役割は多分野にまたがっている状況です。

(8)高齢者・障がい者・子ども等の支援に関する動向

①高齢者福祉に関すること

国が推進する「地域共生社会」の理念のもと、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が図られています。

また、令和6年度から施行された認知症基本法に基づき、市町村には認知症施策の総合的な推進(早期支援・家族支援・地域理解の促進等)が求められているほか、介護分野における人材不足が深刻化する中、介護DX、介護ロボット導入、生産性向上への支援などの取組みを強化しています。

②障がい者福祉に関すること

国が推進する「地域共生社会」の理念のもと、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、地域とともに暮らす共生社会の実現を目指し、市町村には、障がい者や障がい児の福祉サービスの質の向上、相談支援体制の充実、就労支援、地域生活支援、医療的ケアへの対応など、様々な施策展開が期待されています。

また、令和6年4月施行の改正障害者差別解消法により、民間事業者においても「合理的配慮の提供」が義務化され、地域全体で障がい者の権利保障と社会参加を支える体制づくりが進められています。

③こども・子育て支援に関すること

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正(令和4年)や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正(令和6年)が行われています。

このような法制度の改正等を踏まえつつ、市町村においては子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする取組みが求められています。

④生活困窮に関すること

近年は、物価上昇・社会的孤立・不安定就労の増加などを背景に、国は「複合的課題を抱える生活困窮者への包括支援」を重点施策にあげています。

特に、若年層やひとり親家庭、8050問題、住まい喪失者、就労に課題を抱える中高年層など多様な困窮が顕在化しており、市町村には相談支援、就労準備支援、家計改善支援、居住支援、子どもの学習・生活支援、孤立防止支援など総合的な支援体制の強化が求められています。

また、「こども大綱」では、貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めることとされています。

5. アンケートや座談会等を踏まえた福祉課題の整理

課題1 日々の暮らし(移動・買い物・通院等)への支援の充実

本町では、単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、それら世帯への生活支援が大きな課題であり、住民へのアンケートでは「買い物・通院などの移動手段の不足」が高齢者の生活上の不安要因として指摘されています。

特に、公共交通の選択肢が少ない地域特性から、免許返納後の生活不安がうかがえ、座談会においても「タクシー台数が少ない」、「予約が必要ですぐ使えない」、「タクシー券が町内のみで不便」、「買い物支援のドライバー不足」など、具体的な問題点があげられています。

また、移動スーパーなど、生活支援のための取組みもありますが、情報が十分に伝わらず利用が少ない状況です。

移動は、健康維持、社会参加、孤立防止のすべてに影響するものであることから、既存の取組みの周知・活用促進とともに、高齢者等の生活に必要な移動手段の確保・充実が重要課題です。

課題2 孤独・孤立の防止と相談しやすい環境づくり、居場所づくり

住民へのアンケートでは、「孤独を感じる」という住民が25%を超え、4人に1人が孤独・孤立のリスクを抱えていることが明らかになっており、特に配偶者の死別、人間関係の希薄化、健康問題が孤立感を強めている状況がうかがえます。

また、座談会では「昔のような集まりが減り、相談し合う文化が弱まった」、「民生委員の担当人数が多すぎて個別対応が難しい」、「独居高齢者の所在や状況が把握できない」といった、支援対象者の把握や相談につなげる部分における課題があがっています。

さらに、町内には、高齢者のサロンや集いの場、子育て中の親子の居場所である子育て支援センター、こども食堂などの子どもの居場所が存在する一方、座談会では、例えば高齢者の居場所における参加者の偏りや開催頻度の少なさ、送迎の扱い手不足などが指摘されています。

全国的にも、コロナ禍で多くの地域活動が中断したことで、孤独・孤立が深刻化し、法整備が進むなど重要施策として位置づけられており、孤独と生活困窮や心身機能低下の関係性も指摘されていることから、本町においても、支援対象者の早期把握や相談しやすい環境づくりとともに、居場所が“あるのに使えない”“参加しづらい”という課題の解消に向けた、包括的な取組みが求められます。

課題3 複合的な生活課題(障がい・ひきこもり・ヤングケアラー等)への対応

近隣関係の希薄化により、家庭内の困難が周囲に見えにくく、支援につながりにくい状況があり、全国的にも近年、8050問題、ヤングケアラー問題、DV(家庭内暴力)やワンオペ育児など困難を抱える女性など、複合的な困難を抱える家庭への支援が重要性を増し、分野横断的な支援の必要性が指摘されています。

また、座談会においても、障がいのある家族をひとりで支えているケースや、精神疾患を抱える家族の見守り、ヤングケアラーの可能性がある家庭など、多様で複合的な生活課題が報告されています。

単身高齢者やひきこもり、障がい者支援、家族関係の複雑化が重なり合うケースが増える中、既存の制度だけでは対応しきれない“制度の狭間”的問題に対して、早期発見・早期支援に向けて、福祉・教育・医療など様々な関係機関・団体が連携した包括的な支援体制の充実が求められます。

福祉課題まとめ

日々の暮らし(移動・買い物・通院等)への支援の充実

- 移動スーパーなど既存の取組みの周知・活用促進
- 高齢者等の生活に必要な移動手段の確保・充実

孤独・孤立の防止と相談しやすい環境づくり、居場所づくり

- 支援対象者の早期把握や相談しやすい環境づくり
- 居場所が“あるのに使えない”“参加しづらい”という課題の解消に向けた、包括的な取組み

複合的な生活課題(障がい・ひきこもり・ヤングケアラー等)への対応

- “制度の狭間”的問題に対して、早期発見・早期支援に向けて、福祉・教育・医療など様々な関係機関・団体が連携した包括的な支援体制の充実



第3章 計画の基本方向

1. 基本理念と基本姿勢

本計画が目指す姿として、第1期計画の基本理念を「支え合って共に育む 心つながるまち 九十九里」を踏襲し、その実現に向けて地域福祉に係る施策を計画的かつ継続的に推進します。

地域福祉の推進にあたっては、住民の「自助」努力と、住民同士・地域での「互助・共助」が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる「公助」により、様々な動きが重なって福祉課題の解決に取り組んでいきます。

計画の基本理念

支え合って共に育む 心つながるまち 九十九里

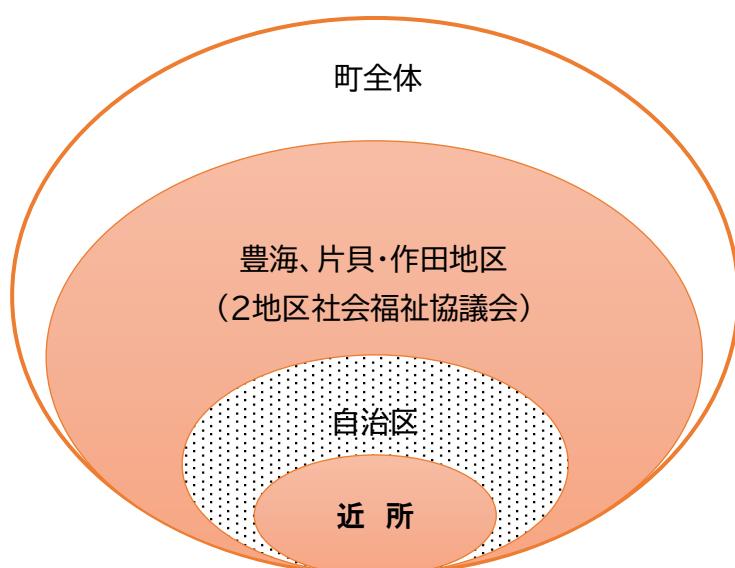
地域福祉推進の基本姿勢

自助・互助・共助・公助の協働による福祉課題の解決と
安心して暮らせるための支援の推進

地域住民にしか見えない課題や発見しにくい課題の解決に取り組むには、個々のニーズに即した、きめ細かい配慮が必要となります。

地域福祉活動は、そのような課題が見える小さな圏域を単位として行われることが多く、そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有化され、課題への対応の検討を通して新たな活動の展開につながっていきます。

本計画では、地域福祉を進める上での地域を次のように捉えて、地域特性を活かした活動を展開していきます。



2. 基本目標

基本目標1 地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進

少子高齢化や地域コミュニティの弱体化、多様性の進展など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しており、また、孤独・孤立や情報格差への対応、外国人住民や障がい者への合理的配慮など、多様な価値観を尊重する姿勢が地域づくりの基盤として求められています。

本町では、地域に対する関心やつながりが希薄化する一方で、「地域を思う心」、「支え合いたいという気持ち」、こうした住民の思いを育み、こどもから高齢者まで、生涯にわたる学びと参加の機会を整えます。

また、地域活動を支える担い手の確保や次世代の育成など、住民が関わりやすい仕組みの構築を進め、多様な背景をもつ住民が安心して参加し活躍できる持続可能な地域づくりを進めています。

基本目標2 地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築

住民が抱える課題は、介護・障がい・子育て・生活困窮・家族問題など複数の要素が絡み合い、「制度の狭間」や「複合化した課題」が増えている状況です。

本町では、年齢や分野に関わらず誰もが気軽に相談でき、また、孤立・孤独、8050問題、ヤングケアラー、再犯防止に関する生活再建など、見えにくい課題に早期に気づき、伴走的に支援する、「包括的な支援体制」の充実を図ります。

加えて、福祉と教育・医療・警察などの協働を重視し、複合的な課題を一体的に把握し、支援できる体制づくりや訪問型のアウトリーチの強化とともに、多機関連携による迅速な支援を図ります。

基本目標3 安全・安心な暮らしを守る支援の推進

本町では、高齢化の進展、単身世帯の増加、交通手段の不足、沿岸部特有の災害リスクなど、生活基盤の不安要素が住民へのアンケートや座談会を通じてあがっており、通院・買い物の移動手段、災害時の不安、孤立防止など、生活に直結した課題に対して、住民の暮らしを支える基盤整備と見守り体制の充実が不可欠な状況です。

「安全・安心なまちづくり」の推進とともに、生活交通や医療アクセスの確保、買い物環境の維持など、生活の持続性を確保するための官民連携による取組みを推進するとともに、住民一人ひとりが地域を支える主体となるための啓発や、誰もが必要な情報やサービスにつながる仕組みづくりを進めることで、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

3. 基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
支え合つて共に育む 心つながるまち 九十九里	<p>1 地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 福祉教育・啓発活動の推進(2) こども・高齢者・障がい者・外国人住民等、多様な住民が気軽に参加できる居場所・交流・学びの場の創出(3) 地域コミュニティ活動の担い手育成と活動支援(4) 情報発信の強化と分かりやすい広報
	<p>2 地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 分野横断的な相談体制の構築(2) 相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的推進(3) ヤングケアラー、8050 問題、ひきこもりの早期把握・早期支援(4) 生活困窮者への支援(5) 再犯防止のための支援(6) 権利擁護の推進
	<p>3 安全・安心な暮らしを守る支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 孤独・孤立の早期発見と見守りネットワークの強化(2) 移動・交通手段の確保(3) 福祉防災、防犯活動の推進(4) 住まいの支援

第4章 地域福祉計画

基本目標1 地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進

現状・課題

- 住民へのアンケートでは、地域のつながりが弱まっていると感じる住民が多く、地域行事・自治区活動の参加率は高齢層で高く、若年層の参加は低い状況です。また、町民の約25%が孤独感・孤立感を抱えている状況であり、地域に「相談できる相手がない」という声も比較的多く見られます。
- 座談会では、「町内会に入っていない住民が多く、実態把握が困難」「民生委員の担当世帯数が多すぎる」といった課題が指摘されています。
- 福祉サービスや地域の活動情報が十分に届いておらず、住民の関心不足と情報不足が相互に影響している状況がうかがえます。
- 居場所(サロン)の運営は、高齢ボランティアが中心であるほか、若年層の地域活動については、ジュニアリーダー育成などは実施していますが、若年層の地域活動参加は依然として少ない状況で、「担い手の高齢化」「新規参加者不足」など、地域活動の継続という課題を抱えています。
- 外国人住民や障がいのある人など、多様な背景を持つ住民への情報・参加支援が求められる状況です。
- 関係団体へのアンケートでは、小学校や中学校等で福祉活動を紹介したり、地域のイベントの運営をこどもたちに任せたり、働き盛りの年代を対象にボランティア活動の知識や技術を学べる講座を開設したりといった、担い手づくりへの提案が寄せられています。また、「おてもり喫茶室」等、地域における既存の居場所や拠点に対する肯定的な評価とともに、子ども食堂やサロン、不登校やひきこもりの方の居場所づくりなど、さらなる充実を求める声があります
- 住民一人ひとりが地域社会の一員として役割や参加の機会を持ち、互いに尊重し合いながら、多様性を力に変える地域づくりを進めるとともに、地域のつながりの希薄化、居場所不足、担い手の高齢化、情報が届かないといった課題が多く示されており、これらを踏まえた取組みを進める必要があります。

取組みの方向

(1) 福祉教育・啓発活動の推進

①学校・地域と連携した福祉教育の充実

町では、こどもから大人まで地域福祉への理解を深められるよう、学校と地域が協働した福祉教育を推進します。

学校では、高齢者疑似体験や障がい理解の学習、地域と連携した交流授業など、体験を通じて“支え合う心”を育てる取組みを充実させます。また、教員への研修や教材の整備を進め、継続性ある福祉学習を学校全体で取り入れられる環境を整えます。さらに、地域の福祉団体や専門職と協働し、実践的な学びにつながるプログラムを企画することで、

日常生活の中で福祉を考える視点を育てます。

地域では、公民館や学遊館の講座などを通じて、福祉を身近に感じてもらえる学習の場を増やします。

②多文化共生、人権尊重、共生社会の理解を深める講座・研修等の実施

町では、高齢者、障がい者、外国人住民など、様々な人が安心して暮らせる地域づくりに向け、多文化共生や人権尊重に関する講座・研修等を計画的に開催し、地域で生活する多様な人々への理解を促進します。

多言語化や「やさしい日本語」の活用など、コミュニケーション上の工夫にも力を入れるとともに、生涯を通じての地域での学びや生きがいづくりのための環境を整えます。

障がい理解の促進は、共生社会づくりの基盤であることから、学校・地域講座に障がい理解のための教育を積極的に取り入れます。

③偏見や差別をなくすための住民啓発の強化

偏見や差別を防ぐため、町では広報紙、ホームページ、SNS、講座など多様な媒体を活用した啓発活動を進めます。

身近な事例を取り上げた啓発資料を作成し、住民が気軽に学べる環境を整えます。また、差別やハラスメントに遭った場合の相談窓口を周知します。

また、小中学校を通じて、いじめ防止や人権尊重の意識を育てます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
心の教育推進事業	<ul style="list-style-type: none">「心の九十九里ルール」「守ろう心の九十九里ルール」の実践を家庭、地域と一体となって推進する。人権教室や思春期健康教室等を実施するとともに、特別の教科道徳と他教科との連携等により心の教育の充実を図る。	教育委員会 事務局
つくも学遊館活動事業	<ul style="list-style-type: none">生涯学習を目的とした、つくも学遊館主催講座を開講し、学びの場を創造する。	まちづくり課
中央公民館事業	<ul style="list-style-type: none">生涯を通じての、学び合い、生きがいづくり、まちづくりをモットーに、社会変化や住民の学習ニーズに応じた幅広い学習機会の提供を図り、公民館施設の開放及び団体への活用促進を図る。住民ニーズに対応した図書の充実、公民館主催の講座を開催する。	教育委員会 事務局
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none">生涯学習推進大会の開催と参加団体の育成を図る。	教育委員会 事務局
ボランティア等人材育成事業	<ul style="list-style-type: none">ボランティア講座・講習会及び体験講座を開催し、ボランティアの育成を図るとともに、若年層やこどもたち等がボランティア活動に参加しやすい方法を検討する。	(社協)
社会福祉団体活動育成事業	<ul style="list-style-type: none">民生委員児童委員協議会、保護司更生保護女性連絡協議会、身体障害者福祉会、ダイヤモンドクラブ(老人クラブ)、遺族会等に活動費の助成を行う。	社会福祉課 (社協)

職員研修(人材育成)	● 人権問題や差別解消法に関する合理的配慮等の理解を深めるため、職員研修の内容の充実を図る。	総務課 社会福祉課
------------	--	--------------

地域(自助・互助・共助)の取組み
● 福祉教育の授業・講座に講師や協力者として参加する
● こどもが権利の主体であるという意識を持ち、こども・若者の意見を取組みに反映する
● 多文化共生や人権講座に住民として積極的に参加する
● 誤解や偏見に気づいた際に正しい知識を伝える役割を担う
● 福祉に関する地域イベントを企画・支援する
● 福祉団体や学校と協力し、体験学習の場づくりに参加する
● 福祉に関する情報を SNS や口コミで広める
● 外国につながる住民にやさしい日本語で説明する支援を行う
● 事業所が従業員向けに福祉理解の研修を行い地域へ広げる
● 差別や人権侵害が起きそうな場面を地域で見守り、早期に相談につなぐ

(2)こども・高齢者・障がい者・外国人住民等、多様な住民が気軽に参加できる「居場所・交流・学びの場」の創出

①高齢者サロン、こども食堂、外国人交流、趣味活動など属性別・目的別の居場所づくり

町では、年齢や生活背景に応じた参加しやすい場を増やすことで、地域の孤立を防ぎ、支え合いの関係づくりを進めます。

高齢者にはサロン活動や介護予防教室、こどもにはこども食堂や遊び場、外国人住民には交流会や生活相談付きの場など、生活状況に合った居場所を提供するほか、趣味や学びを通じて住民同士が交流できる環境を提供します。

②多世代交流を促進する拠点づくりの推進

町では、学遊館、学校、公民館などを拠点として、多世代が参加できる行事や講座、体験活動を提供します。

また、高齢者とこどもが一緒に取り組む文化活動やスポーツイベント、地域の生活を学ぶ体験など、場面を工夫して交流の機会を創出します。

③地域の居場所をネットワーク化し、誰もがアクセスしやすい仕組みづくり

町内に広がる居場所や活動拠点をネットワーク化し、住民が必要な場にアクセスしやすくなるよう仕組みを整えます。具体的には、活動内容や開催時間をまとめた「居場所マップ」やオンライン情報一覧を作成し、利用しやすい形で提供します。

また、交通手段が不十分な地域では、移動支援や送迎ボランティアと連携し、参加のハードルを下げます。複数の居場所同士が情報交換を行い、地域の課題や参加状況を共有することで、より必要とされる場を育てていきます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
地区コミュニティ環境施設整備事業	● 地区コミュニティの活動拠点施設の環境整備に努め、地域コミュニティ活動の活性化及び地域の共助・互助体制の確立を目指す。	企画政策課
コミュニティ助成事業	● 広報・ホームページ等で事業の周知を図るとともに、地区コミュニティ団体活動に必要な設備の確保、活動に関する相談等を行う。	企画政策課
介護予防拠点整備事業	● 「ちどりの里」を高齢者の総合相談窓口や従来実施している体操教室や新たな介護予防教室を実施する拠点として強化する。	健康福祉課 (社協・地域包括支援センター)

地域(自助・互助・共助)の取組み
● サロン・こども食堂・交流会の運営にボランティアとして参加する
● 空き家や自宅の一室を交流拠点として提供する
● 居場所に必要な物品(机・椅子・飲料等)を寄付する
● 高齢者・こども・外国人などが参加しやすい企画を提案する
● 送迎・付き添いボランティアとしての役割を担う
● 行事の準備・片付けなどで活動に協力する
● 居場所での見守り役として参加する
● 子育て家庭や高齢者の相談ごとに応じる
● 事業所が場所の提供や備品貸し出しで活動支援を行う
● 居場所の情報を地域に広め、参加者を増やすための協力をを行う

(3) 地域コミュニティ活動の担い手育成と活動支援

① 地域リーダー、ファシリテーター育成講座の実施

地域で活動する住民の担い手を育てるため、企画運営や対話技法などを学べる講座を実施します。

特に、会議の進行、合意形成、課題整理など、地域活動に必要なスキルを習得できる実践的な内容とします。

若年層や子育て世帯も参加しやすいよう、オンライン講座や短時間型の研修も取り入れます。参加者同士のネットワークづくりも促進し、地域課題を共有して協働できる土壌を育てます。

②若い世代の参画を促進する仕組みづくり

若い世代が地域活動に関われるよう、興味の持ちやすいテーマや短時間で参加できる活動を増やします。SNSでの募集やオンライン参加、単発のボランティアなど、多様な関わり方を用意します。また、若者が地域づくりに主体的に関われる機会を提供します。

地域活動の存在を分かりやすく示すことで、新しい参加者を増やす取組みを進めます。活動一覧や紹介パンフレットを作成し、SNSや広報紙でも発信します。

③自治区・ボランティア団体等の運営力の強化支援

自治区や地域団体が無理なく活動を継続できるよう、町ではマニュアル整備、事務相談窓口、会計支援などを行います。

また、高齢者、障がい者、子育て世帯などの当事者団体が安定的に活動できるよう、運営支援や情報交換の場を提供します。活動縮小や団体の解散が課題となっているため、事務支援、助成制度の活用支援、相談対応を行います。

また、分野を超えた団体同士の連絡会を実施し、協働や合同イベントの開催を促進します。

④ボランティア登録制度の充実やマッチング支援

住民が自分の得意分野を活かせるよう、ボランティア登録制度の充実を図ります。

興味・スキル・参加可能時間に応じた活動紹介を行うほか、若い世代が参加しやすい短時間活動やオンライン活動も検討し、多様な参加スタイルに対応します。

活動参加後のフィードバック機会を設け、継続的な参加を促します。

⑤研修や相談支援の提供

安心して地域活動を続けられるよう、研修と相談支援を充実させます。

傾聴、認知症理解、虐待対応など実務に役立つ研修に加え、悩みを共有できる場や、専門職への相談体制を整え、地域活動の担い手の孤立を防ぎます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
ボランティア等人材育成事業<再掲>	<ul style="list-style-type: none">ボランティア講座・講習会及び体験講座を開催し、ボランティアの育成を図るとともに、若年層やこどもたち等がボランティア活動に参加しやすい方法を検討する。	(社協)
ジュニアリーダー育成事業	<ul style="list-style-type: none">こどもたちが地域で自主的に行うボランティア活動や体験活動等を通じて、地域のことを知り、人を思いやる気持ちを育てる。	教育委員会事務局
社会福祉団体活動育成事業<再掲>	<ul style="list-style-type: none">民生委員児童委員協議会、保護司更生保護女性連絡協議会、身体障害者福祉会、ダイヤモンドクラブ連合会(老人クラブ)、遺族会等に活動費の助成を行う。	社会福祉課 (社協)
職員研修(人材育成)<再掲>	<ul style="list-style-type: none">人権問題や差別解消法に関する合理的配慮等の理解を深めるため、職員研修の内容の充実を図る。	総務課 社会福祉課
社会福祉協議会支援事業	<ul style="list-style-type: none">地域福祉活動を促進するための活動支援と連携強化を図る。	社会福祉課 健康福祉課
介護予防拠点整備事業<再掲>	<ul style="list-style-type: none">「ちどりの里」を高齢者の総合相談窓口や従来実施している体操教室や新たな介護予防教室を実施する拠点として強化する。	健康福祉課 (社協・地域包括支援センター)

地域(自助・互助・共助)の取組み
● 自治区や地域組織の役員を無理のない範囲で引き受ける
● 自分の技能を活かしたボランティア登録を行う
● 若者や子育て世代に活動参加を呼びかける
● 地域行事の企画・運営に主体的に参加する
● 地域ニーズに基づいた新しい活動を提案する
● SNS を使って地域活動の魅力を発信する
● 日常の中で気になる様子を民生委員へ伝える
● 事業所が地域団体への協賛や人材派遣に協力する
● 福祉団体への継続的な寄付や物品提供に協力する
● 地域の課題を住民同士で話し合う場に積極的に参加する

(4)情報発信の強化と分かりやすい広報

①デジタル情報と紙媒体の併用による多面的な周知

町では、すべての住民に必要な情報が確実に届くよう、デジタル媒体と紙媒体の両方を計画的に活用していきます。

スマートフォンやパソコンを日常的に利用している世代には、ホームページやSNS、メール配信などを通じて、随時タイムリーな情報発信を行います。

一方で、デジタル機器の利用が難しい高齢者などには、広報紙や回覧板、掲示板、個別配布など紙媒体を利用した周知を行います。また、防災行政無線や公共施設でのポスター掲示なども組み合わせ、重要な情報は複数の手段で重ねて伝えることで、取りこぼしを減らします。

制度改正や新しいサービスの開始時には、特集記事やQ&A形式のチラシを作成し、役場窓口でも説明することで理解促進を図ります。

このように、多様な伝達手段を組み合わせることにより、年代や生活環境の違いに関わらず、誰もが必要な情報を受け取れる環境を整備していきます。

②外国人住民や高齢者、障がい者向けの分かりやすい言語・表現の工夫

町では、外国人住民や高齢者を含むすべての住民にとって理解しやすい広報を目指し、言葉や表現方法の見直しを進めていきます。

難しい専門用語や行政用語の多用を避け、「やさしい日本語」や短い文章での説明、図やイラストを用いた視覚的な工夫を取り入れます。必要に応じて、多言語での案内やピクトグラムの活用を検討し、日本語に不慣れな住民でも内容を把握しやすいよう配慮します。

また、高齢者や障がい者には文字を大きくする、行間を広く取る、重要な箇所を強調するなど、情報アクセシビリティの向上を図り、音声読み上げ対応をはじめ多様な形式での案内を整えます。

こうした取組みにより、情報の「届きにくさ」や「分かりにくさ」を解消し、制度やサービスの利用につながる分かりやすい広報を実現していきます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページ等により、町からの情報提供に努める。情報を入手することが困難な世帯等には、公共施設や町内のスーパー等に置き、町からの情報が行き渡るよう広報の設置場所の拡充を図っていく。 	企画政策課
防災意識向上事業	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページに防災関係記事を掲載し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災訓練の実施により住民の防災意識の向上を図る。 	総務課
男女共同参画事業	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページを活用した男女共同参画社会に関する情報の発信や推進委員による事業の啓発活動を実施する。 	企画政策課

地域(自助・互助・共助)の取組み

- 広報紙や回覧板を見づらい世帯へ届ける配布支援を行う
- 「やさしい日本語」で情報を伝達する
- 情報をSNSや掲示板で広める協力をする
- 町の制度やサービスを地域で説明する案内役を担う
- 自治区の掲示板に積極的に情報を掲示する
- 高齢者や障がい者に代わり情報の代読や確認を手伝う
- 大事な情報を口頭で近所に伝える“伝言役”として協力する
- 店舗や事業所は、利用者への情報アクセシビリティに配慮する
- 情報不足の住民に丁寧に説明し相談につなげる
- 誤情報や疑わしい情報に惑わされないよう、情報源を確認してから伝える



基本目標2 地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築

現状・課題

- 住民へのアンケートや座談会では、「どこへ相談すれば良いか分からぬ」という回答や意見が比較的多く、相談窓口の認知度が上がっていない状況がうかがえます。また、座談会では「困っている人の実態が分からぬ」「地域で把握できていない」という声が複数あがっています。
- 家庭の困難が複雑化(暴力・ヤングケアラー・生活困窮等)する中、妊娠期からの切れ目ない相談体制の構築とともに、児童虐待防止などの課題への対応にあたって、関係機関との連携強化が不可欠な状況です。
- 関係団体へのアンケートでは、様々な相談を包括的に受け止められる相談支援体制とともに、課題の把握と解決に向けたコーディネート機能の充実、住民ニーズの多様化に対応した支援やサービスの提供体制を求める意見などがあがっています。また、介護と医療の連携、各団体の活動と地域包括支援センターの連携など、地域包括ケアの取組状況などが報告されています。
- 8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮、精神障がいなど、多問題家庭や複合課題を抱える世帯が増加しており、分野横断的な課題に対応するには、重層的な支援体制やワンストップの相談体制の充実、相談窓口の周知が求められます。
- 再犯防止に関しては、住民理解の促進や地域生活への定着支援が課題であり、関係団体へのアンケートでも、就労と住居の確保に取り組むべきとの声が寄せられています。
- 認知症高齢者をはじめ判断能力が不十分になった住民の権利を擁護するため、成年後見制度の連携体制整備を進めている一方、権利擁護の担い手不足や制度への理解が不足していることもあり、制度の活用促進が課題となっています。
- 身寄りのない高齢者が増加しており、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務支援などを含めた総合的な権利擁護支援策の充実が求められています。
- 複雑化・複合化した課題に対して、縦割りを超えた相談体制の充実と、支援の受け皿となる地域の支え合いの体制づくりを進める必要があります。

取組みの方向

(1) 分野横断的な相談体制の構築

① 相談窓口の周知強化

町民が「どこに相談して良いか分からぬ」という不安を感じないように、相談窓口の案内を整理し、分かりやすい形で周知していきます。

また、電話・来庁・オンラインなど、複数の相談手段に対応できるよう体制を整えます。

自治区や民生委員を通じて地域にも情報を広げることで、困りごとを抱える人が早い段階で支援につながる環境をつくります。

②分野を超えた相談機関同士の連携・情報共有

町では、分野を超えた相談機関の担当職員同士が定期的に情報交換を行う場を設け、支援方針を共有します。

特に、ヤングケアラーや多世代同居家庭など、高齢者の介護と子育てが同時に生じている家庭など、複合的な課題を抱えている場合について、支援の抜け漏れが起こらないように注意していきます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
障害者相談支援事業	● 山武圏域で設置している基幹相談支援センターを軸に、障害者相談支援の機能強化を図る。	社会福祉課
こども家庭センター	● すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能を一体として相談支援を行う。	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業	● 地域子育て支援センターを中心に広く乳幼児及びその保護者の交流の場を提供し、相談や情報提供を行う。	社会福祉課
地域包括支援センター運営事業	● 高齢者とその家族からの相談対応、情報提供を行う。 ● 総合相談から抽出した地域課題を地域ケア会議等により多職種で検討・対策し、社会資源創出に努める。 ● 高齢者虐待の予防と支援、家族介護支援を行う。	健康福祉課
児童虐待防止対策	● 九十九里町要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を図り、児童虐待の予防や支援を行う。	社会福祉課
多問題を抱える家庭支援	● 家庭にある多問題の解決(パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護支援)等に関する相談、関係機関との連携を図った支援を実施する。	社会福祉課
ひとり親家庭の支援	● 相談支援が必要なひとり親家庭の把握と生活支援、自立支援の促進を行う。	社会福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み

- 困りごとを早めに相談する
- 公的な相談窓口を積極的に活用する
- 支援につながりにくい人への声かけ・見守りを行う
- 相談支援を拒む世帯への“入り口づくり”としての声かけをする
- 相談窓口の案内を地域で自主的に周知する
- 企業・団体が従業員向けに相談先情報を共有する
- 気になる家庭の情報を適切な窓口へつなげる
- 家庭訪問や相談会への参加を促す地域の協力者になる
- 若者や外国人に相談の仕方を説明する
- 情報を共有しすぎない“プライバシー保護”の意識を地域で持つ

(2)相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的推進

①複合的課題を抱える世帯への伴走支援の充実

生活困窮、子育ての不安、介護負担、健康問題などが重なっている世帯に対しては、従来の制度ごとの支援だけでは十分に対応できない場合があり、一人ひとりの状況を把握しながら、中長期的な視点で寄り添う「伴走支援」を充実させます。

②アウトリーチ支援の体制整備

町では、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援窓口など、既存の訪問機能を生かしつつ、重層的支援事業と連携して訪問支援(アウトリーチ支援)の体制を強化します。

③住民主体の地域づくり支援の強化

町では、住民が気軽に関われる小さなボランティアや参加の場を増やし、「できることを少しずつ持ち寄る」地域づくりを進めます。

例えば、買い物の付き添い、イベントの受付、サロンでの話し相手などについて、町や社協は、こうした活動が立ち上がる際の相談窓口となり、運営の工夫や助成制度の活用などを一緒に考えます。

④支援につながりにくい層の情報共有体制の強化

ひきこもり状態が長期化している人、DV・虐待の疑いがある家庭やこのような困難を抱える女性、再犯リスクのある人などは、自ら相談につながりにくいことが多くあり、こうした層に適切にアプローチするため、府内、社協、医療機関、学校、警察、更生保護関係機関などが情報を共有しやすい環境を整えます。

その際、個人情報保護の観点を踏まえながら、本人や家族の同意を得る手続きについても丁寧に対応します。また、地域から寄せられる小さなサインも大切にし、早期に支援の検討ができるような体制を目指します。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
多問題を抱える家庭支援(再掲)	<ul style="list-style-type: none">家庭にある多問題の解決(パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護支援)等に関する相談、関係機関との連携を図った支援を実施する。	社会福祉課
地域支援事業	<ul style="list-style-type: none">成年後見制度の普及・啓発及び利用促進事業を実施する。在宅医療・介護連携の実施は、地域ケア会議等での多職種連携や職種別研修会等を通じて、スタッフ間の連携強化と質の向上を図る。認知症初期集中支援チームは、チーム員の確保と、地域に向けた認知症に関する正しい知識と理解を浸透させていく。早期対応により、BPSD等重症化を防止する。	健康福祉課 (社協)

地域包括支援センター運営事業<再掲>	<ul style="list-style-type: none"> 「ちどりの里」を活用し、地域包括支援センター主催のイベント等を行い、高齢者の総合相談窓口として周知する。 介護予防ケアマネジメント業務・総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的継続的ケアマネジメント支援等の包括的な実施を図る。 	健康福祉課
児童虐待防止対策<再掲>	<ul style="list-style-type: none"> 九十九里町要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を図り児童虐待の予防や支援を行う。 	社会福祉課
成年後見制度の連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 相談機能及び情報連携の核となる中核機関設置及び連携ネットワークを検討する。 地域住民とともに町・司法・民間等が一体的に連携・協力し支援を行うシステム構築を検討する。 	健康福祉課 社会福祉課
自主防犯組織の支援	<ul style="list-style-type: none"> 住民の防犯意識の向上、犯罪の抑止及び地域の安全、安心の推進のため、町防犯組合及び自主防犯組織と連携した防犯パトロール、子どもの見守り活動を実施する。 	総務課

地域(自助・互助・共助)の取組み
● 気になる家庭への継続的な見守りに協力する
● 困りごとを抱える人に相談窓口を紹介する
● 生活支援のちょっとした手助けを積極的に行う
● 活動に参加しやすい小さな役割を住民自ら担う
● 世帯の状況を把握している住民が支援者へ情報をつなぐ
● 支援者の負担軽減を住民が協力して分担する
● イベント・居場所への参加を促し孤立防止に協力する
● 企業が相談・支援活動に必要な物資などを提供する
● 地域の課題を話し合う場に積極的に参加する
● 新しい支援方法やアイデアを地域で提案する



(3)ヤングケアラー、8050問題、ひきこもりの早期把握・早期支援

①学校や地域団体との連携

ヤングケアラーやひきこもりの問題は、表面には見えにくく、本人や家族も自分たちの状況を言語化しづらいことが多くあることから、町では、日常的にこどもや若者と接している学校や学童、地域のこども会、スポーツ団体などとの連携を強化し、小さなサインを見逃さない体制をつくります。

教職員や地域ボランティアに対して、ヤングケアラーやひきこもりの特徴、気づきのポイント、相談先などを学ぶ研修を実施します。

また、こども自身が安心して話せる窓口や、匿名相談の仕組みを周知し、「困ったときに頼れる先がある」という安心感を広げます。

スクールソーシャルワーカー、教職員、地域支援者との協働を強化し、教育分野と地域福祉分野の一体的対応を推進します。

②家族全体を視野に入れた支援体制の構築

ヤングケアラーや8050問題、ひきこもりの背景には、家族の経済状況、親の健康状態、介護負担、家族関係など、様々な要因が複雑に絡み合っているため、本人だけを対象とした支援では十分な変化が生まれない場合があります。

町では、家族全体の状況を聞き取り、家計支援、就労支援、介護サービスの導入、メンタルヘルス支援などを組み合わせた総合的な支援を検討します。

また、庁内や関係機関によるケース会議を通じて、役割分担を明確にしながら、中長期的な視点で支援に取り組むとともに、家族が孤立しないよう、同じ悩みを持つ家族同士が語り合える場づくりも検討していきます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
障害者相談支援事業 <再掲>	● 山武圏域で設置している基幹相談支援センターを軸に、障害者相談支援の機能強化を図る。	社会福祉課
こども家庭センター<再掲>	● すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能を一体として相談支援を行う。	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業<再掲>	● 地域子育て支援センターを中心に広く乳幼児及びその保護者の交流の場を提供し、相談や情報提供を行う。	社会福祉課
地域包括支援センター運営事業<再掲>	● 高齢者とその家族からの相談対応、情報提供を行う。 ● 総合相談から抽出した地域課題を地域ケア会議等により多職種で検討・対策し、社会資源創出に努める。 ● 高齢者虐待の予防と支援、家族介護支援を行う。	健康福祉課
児童虐待防止対策<再掲>	● 九十九里町要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を図り児童虐待の予防や支援を行う。	社会福祉課
多問題を抱える家庭支援<再掲>	● 家庭にある多問題の解決(パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護支援)等に関する相談、関係機関との連携を図った支援を実施する。	社会福祉課

ひとり親家庭の支援	● 相談支援が必要なひとり親家庭の把握と生活支援、自立支援の促進を行う。	社会福祉課
-----------	--------------------------------------	-------

地域(自助・互助・共助)の取組み
● こども・若者の変化を地域で見守り、早期に共有する
● 家事支援や傾聴など小さな支援で家庭を助ける
● 若者が参加しやすい活動(ゲーム・学び)を地域で企画する
● 当事者家庭への偏見をなくし地域で受け止める
● 事業所が短時間勤務や就労体験を提供する
● 情報を支援機関へつなぐ
● ゲートキーパー養成講座などに参加し、傾聴などのスキルを学ぶ
● 支援者と連携して家庭訪問の調整を手伝う
● 保護者が孤立しないよう相談の場を勧める
● SNS で若者向けの情報を共有し支援につなげる

(4)生活困窮者への支援

①家計相談支援、就労準備支援の強化

生活が不安定な世帯が安定した暮らしを取り戻すためには、単発の給付だけでなく、家計管理や就労に向けた継続的な支援が必要であることから、町では、生活困窮者自立支援制度を活用し、家計相談や就労準備支援の体制を強化します。

また、ハローワークや関係機関と連携し、個々の状況に合った支援を行うとともに、支援の過程で見えてくる家族関係や健康面の課題についても、関係機関と連携して対応していきます。

②住宅確保要配慮者支援の強化

住まいの確保が困難な人にとって、居所が安定しないことは生活全体の不安定さにつながることから、町では、「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」(居住支援協議会)と連携し、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者などの住宅確保要配慮者への支援を強化します。

また、空き家バンクや公営住宅との連携も検討し、地域全体として住まいの選択肢を広げていきます。住まいの確保と合わせて、入居後の生活相談や家賃支払いの不安に対する家計支援なども組み合わせ、安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。

③子育て世帯・単身高齢者の生活安定支援

子育て世帯や単身高齢者の中には、収入の不安や健康不安、孤立など、複数の生活課題を抱えている方が少なくないことから、町では、こうした世帯に対して、制度案内にとどまらない総合的な相談支援を行い、必要なサービスを提供していきます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
ひとり親家庭の支援 <再掲>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援が必要なひとり親家庭の把握と生活支援、自立支援の促進を行う。 	社会福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ● 千葉県が実施する修学資金等の各種資金の無利子又は低金利での貸付申請に係る事務のサポートを行う。 	社会福祉課
地域包括支援センター運営事業<再掲>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者とその家族からの相談対応、情報提供を行う。 ● 総合相談から抽出した地域課題を地域ケア会議等により多職種で検討・対策し、社会資源創出に努める。 ● 高齢者虐待の予防と支援、家族介護支援を行う。 	健康福祉課
多問題を抱える家庭支援<再掲>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭にある多問題の解決(パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護支援)等に関する相談、関係機関との連携を図った支援を実施する。 	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、認定生活困窮者就労訓練事業を実施する。 	社会福祉課
公営住宅の適正な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅の適正な管理に努める。 	まちづくり課

地域(自助・互助・共助)の取組み

- 困っている人を地域で気にかけ相談窓口へつなぐ
- フードドライブや物品寄付に協力する
- 就労支援や家計講座の案内を周囲に広める
- 企業が短時間就労・試用雇用などの機会を提供する
- 生活に困る人を地域で支える姿勢を持つ
- 相談支援につながるよう声をかける
- ごみ出しや買い物などの日常支援に協力する
- 自治区が孤立する家庭に訪問や声かけを行う
- 家庭内の変化に気づいたら情報を支援者へ届ける
- 地域イベントへの参加を促し交流機会を提供する

(5)再犯防止のための支援

①更生保護関係機関との連携強化

刑務所や少年院などから地域に戻ってくる人が、再び社会の一員として生活していくためには、更生保護関係機関との連携が欠かせないことから、町では、保護観察所、保護司会、更生保護施設などと連携し、出所前から生活環境や支援ニーズを把握するよう努めます。

また、出所後の生活で想定される課題(住まい、仕事、人間関係など)について共有し、関係機関がそれぞれの役割を果たせるよう調整します。

さらに、保護司や支援団体の活動を支えるため、情報交換会や研修なども行い、地域全体で再犯防止に取り組む土台を整えます。

②住まいと就労の確保支援

安定した生活基盤がなければ、再び孤立や経済的困難に陥るリスクが高まることから、町では、居住支援協議会や関係機関と連携し、住まいの確保に向けた支援を進め、必要に応じた見守り体制の整備などに取り組みます。

また、就労面では、ハローワークや地域の事業者と協力し、就労体験や雇用の機会を広げます。就労が難しい場合には、生活リズムの改善や就労準備支援を行い、段階的に自立へ近づけるよう支援します。

③地域生活への円滑な定着支援

地域生活への定着には、住まいと仕事だけでなく、人とのつながりが非常に重要であることから、町では、相談支援や見守りを通じて、不安や悩みを気軽に話せる環境を整えます。

必要に応じて、ボランティア活動や地域行事への参加など、地域との接点づくりを支援します。

また、再び生活が不安定になりそうな兆しが見られた際には、関係機関と連携しながら早めに支援を調整し、再犯防止につなげていきます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
生活困窮者自立支援制度<再掲>	● 生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、認定生活困窮者就労訓練事業を実施する。	社会福祉課
公営住宅の適正な管理運営<再掲>	● 町営住宅の適正な維持管理に努める。	まちづくり課

地域(自助・互助・共助)の取組み
● 偏見を持たない
● 地域行事への参加を勧める
● 保護司・更生保護女性会の活動理解に協力する
● 企業が就労機会・訓練機会を提供する
● 生活困窮時の相談につなぐ協力を行う
● 地域の見守り活動で関わりを維持する
● 家庭内の困りごとに気づいたら支援につなげる
● 地域住民が受け入れの「安心感」を生み出す
● 当事者の努力を評価し長期的な再定着を応援する
● 地域に溶け込めるよう交流の場を作る

(6)権利擁護の推進

①意思決定支援の普及

認知症などにより判断能力が低下した人であっても、可能な限り本人の意思決定を支援するため、専門職や介護者向けの研修で、意思決定支援の手法や事例を学ぶ機会を設けます。

②権利擁護に関する相談支援

成年後見制度、虐待対応、消費者被害、差別やハラスメントなど、幅広い権利侵害に関する相談を受け付け、適切な機関へつなぐ機能の強化を図ります。

また、住民向けの啓発講座や情報提供を通じて、「おかしいと思ったときに早めに相談する」文化を広げます。支援者向けにも、事例検討会や研修を開催し、権利擁護に関する専門性の向上を図ります。

こども家庭センターと学校、地域支援者との連携を通じて、児童虐待の早期発見と迅速な対応を図り、すべてのこどもの安全と尊厳が守られる環境を整えます。

③成年後見制度の利用支援

財産管理や契約、福祉サービス利用などの場面で支援が必要な人が、安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

町では、相談窓口を明確にし、必要に応じて申立て手続きのサポートや、関係機関との調整を行います。

また、市民後見人の養成や専門職後見人との連携により、多様なニーズに対応できる体制を整えていきます。

④権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

地域の福祉・介護関係者、医療機関、司法機関(家庭裁判所など)や法律専門職(弁護士・司法書士等)、行政機関、民生委員児童委員などが横の連携を図りながら、権利擁護が必要な人を地域で見守り支え、そのニーズに迅速に対応するため、地域連携ネットワークの強化に向けた体制づくりを検討します。

個々のケースに応じて本人と後見人等を支えるチーム支援体制とともに、ネットワークのコーディネートや専門的助言を行う拠点機能の強化を図るため、関係者で構成する協議会(ネットワーク会議)及びその中核となる中核機関の設置を検討します。

⑤つなぎ支援の強化

町長申立て(親族等がいない場合に町が代理申立て)や、申立て費用の助成、診断書作成の支援など、制度利用までの前段階の支援を図ります。

社協の日常生活自立支援事業については、制度を効果的に連携させ、日常生活自立支援事業だけでは対応が難しくなったケースでは円滑に成年後見制度につなぐなど、切れ目のない継続支援に取り組みます。

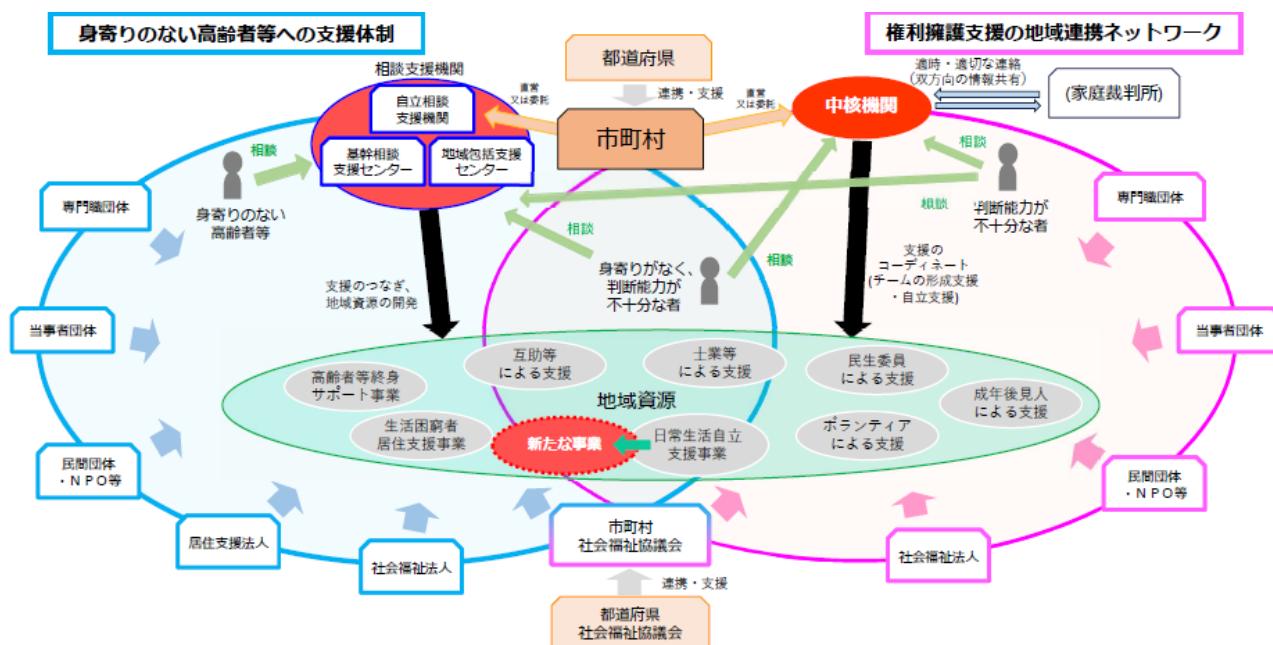
主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 町長による成年後見申立て及び申立ての費用、後見人への報酬費用の助成を行う。 	健康福祉課 社会福祉課
相談窓口・広報	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページにより、成年後見制度等の周知を図る。 	健康福祉課 社会福祉課
成年後見制度の連携ネットワークの構築(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 相談機能及び情報連携の核となる中核機関設置及び連携ネットワークを検討する。 地域住民とともに町・司法・民間等が一体的に連携・協力し支援を行うシステム構築を検討する。 	健康福祉課 社会福祉課
後見人等支援機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努める。 	健康福祉課 社会福祉課
市民後見人の養成	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や障がい特性を理解した上で支援を行う担い手の育成のため市民後見人養成講座等を実施できる環境整備に努める。 	健康福祉課 社会福祉課 (社協)
日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談・契約に基づいて福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類の預かりなどを行うことで、本人の意思を尊重しながら生活の安定を支える。 国において、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業が検討されており、国の動向を踏まえつつ、成年後見制度までのつなぎの支援を強化する。 	(社協)

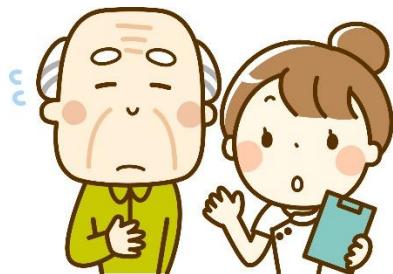
地域(自助・互助・共助)の取組み

- 虐待が疑われる様子に気づいたら早期に相談する
- 本人の意思を尊重する関わり方を日常で大切にする
- 成年後見制度などの学習会に参加する
- 支援機関が動きやすいよう地域で情報提供に協力する
- 事業者が消費者被害防止に協力する
- 高齢者・障がい者の権利侵害を見逃さない意識を持つ
- 市民後見人や日常生活自立支援事業の支援員として権利擁護に関わる
- 本人の意思決定を支える声かけや説明を行う
- 見守り活動の中で気づいた変化を民生委員に共有する
- 不当な勧誘・詐欺情報を地域で共有する

〈身寄りのない高齢者等への市町村単位での支援体制のイメージ〉



出典：第 29 回社会保障審議会福祉部会（令和 7 年 9 月 8 日）資料



基本目標3 安全・安心な暮らしを守る支援の推進

現状・課題

- 住民へのアンケートや座談会では、移動手段の不足(買い物・通院)が大きな課題として取り上げられており、「買い物をする場所が近くにない」「空き家が増加」「災害時の協力体制が不安」など、生活基盤の脆弱性を指摘する声があがっています。
- 町では公共交通に関する計画の策定や移動に関する各種助成制度の整備を進めていますが、人口減少と事業者不足により、交通利便性の向上や移動手段の持続性の確保が課題となっています。なお、関係団体へのアンケートでは、町によるタクシー利用助成券の交付や社協による外出支援サービスについて評価する声があがっている一方、支援の担い手の確保が課題としてあがっています。
- 単身高齢者の増加に伴い、地域での見守りの負担が増しており、地域全体で支える体制の充実が求められる状況です。また、関係団体へのアンケートでは、ひとり暮らしの高齢者の実態把握や見守り、安否確認のために、関係者の連携や情報共有の必要性が提言されています。
- 防災対策(備蓄や情報伝達の仕組みづくり)は進んでいる一方、防災力は地区ごとの差が大きい状況がうかがえ、自主防災組織の育成・定着が課題となっています。また、関係団体へのアンケートでは、津波災害時等における一時避難場所の運用に関する具体的な協議を求める意見のほか、災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンターを円滑に運営するためのコーディネーターの必要性といった課題が提起されています。
- 「生活環境の不便さ」や「災害時が不安」という生活基盤の脆弱性の改善など、安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

取組みの方向

(1)孤独・孤立の早期発見と見守りネットワークの強化

①民生委員、地域団体、支援機関の連携強化

孤独・孤立の背景は、健康問題や経済的困難、家族関係の変化など多様であり、一つの機関だけで支えることは困難であるため、民生委員、自治区、社協、医療機関、介護事業所などが定期的に情報を共有し、気になる住民へのアプローチを協働で進める体制を構築します。

関係者同士の顔の見える関係づくりを進めることで、日常的な気づきが地域から行政へ伝わりやすいルートを整備し、特に高齢者や単身世帯、若年層の孤立リスクに対して早期に支援が届くようにします。

②見守り活動の地域内分担

地域での見守り活動は、一部の人に負担が偏ると長続きしにくいため、民生委員や民間事業者、ボランティア、自治区役員など、地域の日常生活に関わる多様な人が小さな気づきを共有できるようにします。

こうした幅広い関わり手を増やすことにより、孤立が深刻化する前に支援につながる仕組みづくりを推進します。

③ICTを活用した孤立防止

ICT技術を活用することで、従来の見守りでは対応しきれなかった層にも支援を届けることができることから、町では、スマートフォンの活用、オンライン相談などの実施を通じて、従来の対面とオンラインを組み合わせた多面的な孤立防止に取り組みます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
救急医療	● 夜間急病診療、二次救急医療輪番体制、休日在宅当番医診療等の救急医療事業を実施する。	健康福祉課
青少年健全育成事業	● 子ども会育成連絡協議会、青少年相談員連絡協議会等の活動を支援し、夜間パトロールの実施、体験型行事の開催等により、青少年の見守りを行う。	教育委員会事務局
高齢者見守り推進事業	● 緊急通報システムの貸与について、対象者の拡大を検討し、利用を促進する。 ● 「高齢者見守りネットワーク」により、町と協力事業者、警察、消防、民生委員などが連携し、見守り体制を強化する。	健康福祉課
社会福祉団体活動育成事業〈再掲〉	● 民生委員児童委員協議会、保護司更生保護女性連絡協議会、身体障害者福祉会、ダイヤモンドクラブ連合会(老人クラブ)、遺族会等に活動費の助成を行う。	健康福祉課 社会福祉課 (社協)

地域(自助・互助・共助)の取組み

- 毎日のあいさつを大切にして孤立を防ぐ
- 最近会わない住民の状況を気にかけ共有する
- 見守りボランティアとして訪問・声かけを行う
- 配達・配達業者など民間事業者が気づきを地域に届ける
- 家族や知人に連絡を取る習慣を持つ
- 行事に参加できない人に情報を届ける
- SNS やオンライン交流を勧め、つながりを維持する
- 自治区が独居高齢者の支援に取り組む
- 行政や民生委員と協働し見守りネットワークを維持する
- 気になる様子があれば早期に相談機関へつなげる

(2) 移動・交通手段の確保

① 地域特性に応じた複数手段の交通体系の検討

町では、人口減少や高齢化の進行、買い物環境の変化などにより、移動が困難な住民が増加している状況を踏まえ、地域の実情に即した持続可能な交通体系の構築を進めます。

特に、既存の路線バスでは十分に対応できない区域があることから、デマンド型交通や乗合タクシー、自家用有償旅客運送など、多様な交通手段を組み合わせ、生活動線に沿った移動支援を充実させます。

併せて、交通サービスの利用方法や予約手順を分かりやすく周知し、デジタル予約が難しい住民にも配慮した窓口や電話受付体制を整えることで、誰もが安心して利用できる公共交通環境を目指します。

② 高齢者の外出支援

外出が少なくなると、フレイルや認知症のリスクが高まるため、高齢者の外出支援は福祉の視点でも重要であることから、サロン活動や介護予防教室への送迎、地域イベントへの参加支援など、多様な外出機会を提供します。

また、見守りを兼ねた移動支援ボランティアの育成を進め、気軽に支援できる環境をつくることで、地域全体で高齢者の外出を支える風土を育みます。

③ 移動販売や送迎支援の活用促進

買い物が困難な地域や世帯に向けて、移動販売や宅配サービス、送迎支援を組み合わせた生活支援を強化します。

町では、スーパーなどと協力し、定期的に地域へ訪問する移動販売車のルートを検討し、高齢者が買い物しやすい仕組みを整えます。

また、買い物に不安のある人に対しては、地域ボランティアによる付き添いや、共同購入といった支援も検討します。

このように買い物支援を組み合わせることで、住民の日常生活を総合的に支える体制をつくります。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
福祉タクシー利用助成事業	● 重度心身障がい者に福祉タクシーの利用券を配布し、社会参加を促進する。	社会福祉課
公共交通対策事業	● 公共交通会議を通じ、路線バス・タクシー等の公共交通の充実及び交通弱者が安心して利用できる交通手段の確保について検討していく。	企画政策課
社会参加として就業の場の提供	● 高齢者や障がい者の仕事を通じた積極的な社会参加を促進する。	健康福祉課 社会福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み
● デマンド交通や公共交通を積極的に利用し、維持に協力する
● 車を持つ住民が送迎支援に参加する
● 移動が難しい人の外出同行に協力する
● 交通安全を地域で呼びかける
● 高齢者の運転免許返納時に必要な支援を周囲が協力する
● 公共交通の課題を行政にフィードバックする
● 事業所が車両を地域活動に提供する
● 移動販売車や外出支援を積極的に活用する
● 雪や風の強い日に近隣の外出を助ける
● バス停や乗り場の清掃・維持に協力する

(3)福祉防災、防犯活動の推進

①個別避難計画の作成促進

災害時に自力避難が難しい人の安全を確保するため、個別避難計画の作成を一層推進します。

町では、地域包括支援センター、民生委員、家族などと連携しながら、計画の定期的な見直しを行い、生活状況が変わった場合にも対応できるようにします。

地域の避難訓練とも連動し、実効性の高い計画づくりを目指します。

②要支援者の名簿整備と支援体制構築

災害時の優先支援につなげるため、避難行動要支援者名簿の整備と更新を確実に行い、関係機関と共有できる体制を構築します。

町では、名簿をもとに避難支援の対象者を把握し、自治区・民生委員・消防団と連携して支援体制を準備します。名簿情報の適切な取り扱いを徹底したうえで、支援ルートの確認や訓練を実施し、実際の災害時にも混乱なく対応できるようにします。

また、平時から名簿対象者との関係づくりを行い、災害時の声かけや避難誘導につながる信頼関係を築いていきます。

③福祉避難所の機能強化と平時からの訓練

福祉避難所は、高齢者、障がい者、妊産婦など、一般避難所では配慮が難しい人のための重要な拠点であることから、町では、福祉避難所の設備整備や、受け入れに必要な人員・物資の準備を進めます。

また、受け入れ手順や医療機関との連携方法を事前に確認し、非常時に迷わず対応できるよう職員研修や訓練を実施するほか、平時から地域住民にも福祉避難所の役割を知つてもらい、発災時にスムーズに誘導できる環境を整えます。

④防犯パトロールと見守りの連携

町では、地域の安全を確保するため、自治区、防犯協会、警察署、地域ボランティアが連携した防犯パトロールと見守り活動を強化します。

特に、子どもの下校時の安全確保や、夜間の人通りが少なくなる沿岸部・集落部など町内の特性を踏まえ、地域ごとに重点エリアを定めた巡回を継続的に実施します。

また、防犯灯や見通しの悪い場所を中心とした巡回により、犯罪や事故の未然防止を図ります。

さらに、民生委員や見守りボランティアと情報を共有し、「気になる家庭・気になる様子」があつた際に、福祉部門や警察など必要な機関につながる仕組みを整えます。

このように防犯活動と福祉的な見守りが連動することで、地域の安全確保だけでなく、孤立防止や早期支援にもつながり、より安心して暮らせる地域づくりを推進します。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
青少年健全育成事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会育成連絡協議会、青少年相談員連絡協議会等の活動を支援し、夜間パトロールの実施、体験型行事の開催等により、青少年の見守りを行う。 	教育委員会事務局
自主防犯組織の支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 住民の防犯意識の向上、犯罪の抑止及び地域の安全、安心の推進のため、町防犯組合及び自主防犯組織と連携した防犯パトロール、子どもの見守り活動を実施する。 	総務課
災害情報伝達事業	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、Jアラート、くじゅうくり安全・安心メール、緊急速報メール、SNS 等の情報伝達手段の維持管理に努め、災害時に住民へ迅速かつ確実に災害に関する注意喚起や避難行動を促すなどの情報を伝達する。 	総務課
防災備蓄品管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に、必要な備蓄品の数量を確保するとともに、防災備蓄倉庫内の賞味期限、使用期限のある非常食等の入れ替えや資器材の点検・修繕を行い、防災備蓄品を適正に管理する。 感染症予防対策の観点から、災害備蓄品の検討を行う。 	総務課
防災意識向上事業	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページに防災関係記事を掲載し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災訓練の実施により住民の防災意識の向上を図る。 	総務課
自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設置促進、地域での資機材の整備補助を行う。各自治区長への個別説明や区会への参加により、組織の結成を促進する。 	総務課
消防団の組織強化	<ul style="list-style-type: none"> 新規団員の加入促進を行いながら、活動を支援する。 	総務課
交通安全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 園児及び児童生徒への交通安全教室の開催、交通安全の知識の普及を図る。 地域の交通安全施設の状況を把握し、維持管理に努める。 	総務課
防犯灯の設置・修繕	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒及び住民の安全確保のため、防犯灯の設置、維持管理を行う。 	総務課

防犯啓発	● 「くじゅうくり安全・安心メール」による防犯情報の配信及び広報に防犯関連情報を掲載する。	総務課
消費生活対策事業	● 消費者の安全を確立させるため、他市町との広域連携を図り、多様な消費者問題に対応できるよう推進していく。	商工観光課

地域(自助・互助・共助)の取組み
● 災害時の近隣の避難を支援する声かけ役を担う
● 個別避難計画への情報提供に協力する
● 防災訓練に継続参加し役割分担を理解する
● 要支援者の避難を地域で協力し助ける
● 事業所が福祉避難所運営への協力を申し出る
● 備蓄品・非常食を確保しておく
● 自主防犯パトロールに参加する
● 危険箇所や不審者情報を共有する
● 子どもの登下校の見守りに協力する
● PTA・地域団体が安全教室の開催に協力する

(4)住まいの支援

①空き家の利活用による住環境改善

空き家の増加は防災面や防犯面での課題となる一方、活用できれば地域の住環境改善につながることから、町では、空き家バンクの活用や、地域と協力した安全点検などを進め、適切な管理や活用方法を検討します。

子育て世帯や若者の住まいとして活用することや、高齢者の住み替え支援として空き家を選択肢に含めることも視野に入れるほか、空き家の改修支援や、利活用を希望する住民への相談支援を行い、地域全体の住環境向上につなげます。

②バリアフリー化の支援

高齢者や障がい者が安心して暮らせる住環境を整えるため、手すりの設置や段差解消など、日常生活での負担を減らす改修を推進し、介護負担軽減や転倒防止につなげます。

町では、改修制度のわかりやすい案内や相談窓口の強化を行い、必要な人が制度を利用しやすい環境を整えます。

③居住支援協議会との連携強化

住宅確保要配慮者の住まい支援を進めるため、「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」(居住支援協議会)との連携を強化します。

町では、高齢者や障がい者、生活困窮者などの住まいの相談に対応し、協議会と連携して入居支援や見守り体制の整備を行うほか、民間賃貸住宅の確保や、地域での受け入れ促進に向けた活動も支援します。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
空き家等の適正管理及び利活用促進(再掲)	● 空き家等対策計画に基づき、空き家・空き地バンク及び0円物件マッチングにより、空き家等の適正管理及び利活用促進に向けた対策を実施する。	まちづくり課
公営住宅の適正な管理運営	● 町営住宅の適正な維持管理に努める。	まちづくり課
住宅改修費の給付、福祉用具、日常生活用具の貸与等	● 在宅生活を支えるため、住宅改修や福祉用具貸与、日常生活用具の支給等を行う。	健康福祉課 社会福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み

- 空き家所有者が積極的にバンク登録に協力する
- 住居周辺の清掃や見守りに住民が協力する
- 地域で危険空き家の情報を共有する
- 事業者が修繕・改修ニーズに応じた支援を行う
- ひとり暮らしの住宅環境を近隣が気にかける
- 居住支援協議会への情報提供に協力する
- 空き家を地域交流の場として活用するアイデアを出す
- 高齢者の住宅改修のサポートを地域で行う
- 不動産業者がニーズに対応した物件の紹介や、入居に伴う課題の解決を支援する
- 住環境トラブルが起きないよう地域で声かけする



第5章 九十九里町地域福祉活動計画

1. 九十九里町地域福祉活動計画の策定にあたって

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、地域住民や関係団体、事業所、行政など多様な主体と協働しながら、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する役割を担っています。

近年では、高齢化の進展、ひとり親家庭や生活困窮世帯の自立、多様化する子育てニーズ、障がいのある人の地域生活への移行や定着、孤独・孤立、8050問題、ヤングケアー、外国人住民の増加など、地域が抱える課題が複雑化・複合化しています。

こうした背景のもと、住民の暮らしを包括的に支える地域づくりが求められており、市町村社会福祉協議会には、その中核的な役割がますます期待されています。

全国社会福祉協議会が平成31年に示した『地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック』では、地域福祉活動計画は「地域共生社会の理念のもと、住民・地域団体・社会福祉法人・事業者・行政など、多様な主体が協働し、住民の生活課題を“丸ごと”受け止め、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に進めるための住民主体の行動計画」であるとされています。

地域福祉活動計画は、行政の地域福祉計画と両輪をなす計画として位置づけられ、地域の特性に応じた包括的支援体制を構築するうえで、重要な役割を果たすものです。

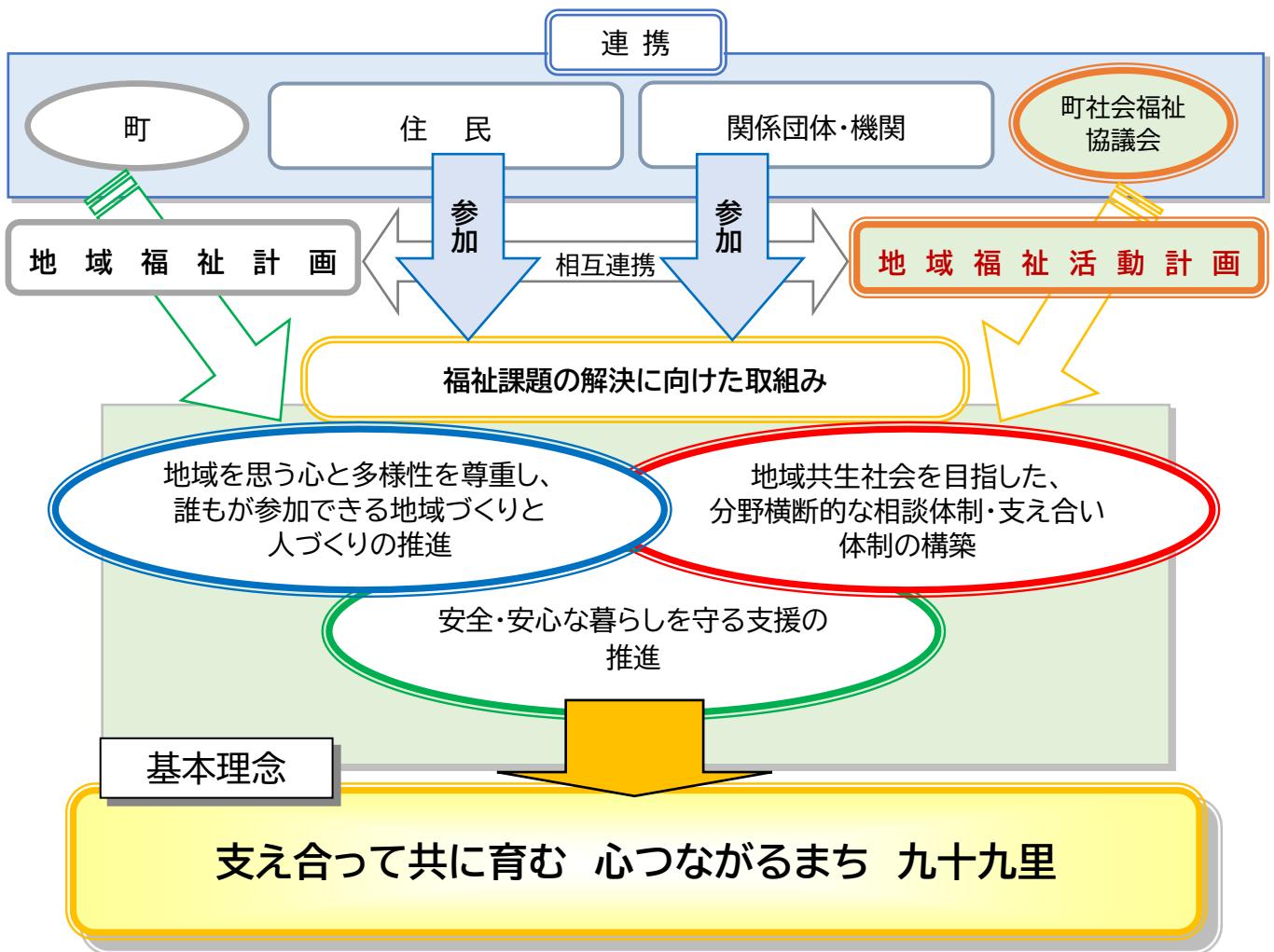
このような動向を踏まえ、九十九里町第2期地域福祉活動計画(以降「本計画」)は、町の地域福祉計画と理念を共有しつつ、地域共生社会の実現に向けた具体的な活動を進めるための住民・民間主体の計画として策定します。

本計画では、住民一人ひとりが地域の担い手であるという視点に立ち、地域の多様な団体・事業所・支援者とともに、誰もが役割を持ち、支え合いながら安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

また、地域の相談支援体制の充実、参加支援の強化、居場所と多様な交流の創出、住民主体の地域づくり活動の展開など、包括的な支援の仕組みを積極的に取り入れていきます。

本計画は、地域に暮らすすべての住民が主役として参画し、地域の力を最大限に生かして福祉課題の解決を図る民間の実践計画であり、住民、地域団体、社会福祉法人、事業所、町が協働し、持続可能な地域づくりを推進していきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携した推進



2. 社会福祉協議会事業の概要・実施状況

基本目標1 地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進

(1) 地区社会福祉協議会活動への支援

町内には、片貝・作田地区社会福祉協議会と豊海地区社会福祉協議会の2地区の社協があり、両地区の活動を支援しています。活動としては、サロン活動のほか、ふれあいバス旅行、ふれあいお楽しみ会、ふれあいグラウンドゴルフ大会、ふれあい広場など、地域の支え合いを深める活動が実施されています。

- ひとり暮らし高齢者等がひきこもりにならないよう、地区内の推進委員による見守り活動やサロン活動等を支援しています。
- サロン活動は、コロナ禍終息後に再開され、月に1度、地域内で集まり、踊りやカラオケ、体操等を行い、地域の親睦を深めています。年に1度お出かけをし、出かける機会の少ない方々と地域内のサロン参加者を対象に日帰り旅行を実施しています。
- ふれあいバス旅行は、ひとり暮らし高齢者を対象に、日頃遠出が困難な方とともに日帰り旅行を実施しています。ひきこもりを防止することを目的に地域コミュニティづくりとして実施しています。
- ふれあいお楽しみ会は、地区内の園児によるお遊戯や歌の披露、小学校児童や中学校生徒による合唱や劇等、世代間交流の場として、ふれあいを通じて相互の親睦と忘れがちな思いやりの心を育て、安心して住み良い支え合いのある地域づくりの実現を目指し、各地区で年1回実施します。
- ふれあいグラウンドゴルフ大会は、地域内の小学校児童と世代間交流を目的として実施、グラウンドゴルフを通じて親睦を図り、思いやりと支え合いの心を育てるため、年1回実施します。
- 九十九里高校で行われる、年3回のゆとりカフェに参加し、相談しやすい環境づくりの一助となっています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
片貝・作田地区社会福祉協議会	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／年2回開催 おでかけサロン／サロン活動2か所20回開催	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／年2回開催 おでかけサロン／サロン活動2か所20回開催	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／年2回開催 おでかけサロン／サロン活動2か所20回開催
豊海地区社会福祉協議会	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／年2回開催 おでかけサロン／サロン活動1か所5回開催	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／年2回開催 おでかけサロン／サロン活動1か所5回開催	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／年2回開催 おでかけサロン／サロン活動1か所5回開催

(2)ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、地域の支え合いを進める基盤として、各団体・個人が積極的に参画し、サロン支援、イベント協力、見守り活動など多方面で活躍しています。

- 各ボランティア団体との連絡調整を行い、ボランティア連絡協議会への協力、災害ボランティアセンターの立上げ訓練、各種ボランティア講座の開催、ボランティア保険の加入対応、ボランティア活動費の助成を行っています。
- ボランティアの発掘と育成に努めています。
- ボランティアによるペットボトルキャップ回収や使用済切手回収、プルタブ回収も行われています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人ボランティア登録数	32名	29名	25名
団体ボランティア登録数	10団体 276名	10団体 263名	10団体 267名
災害ボランティア登録数	15名	15名	15名
学生ボランティア登録数	—	—	—
ボランティア養成講座参加数	—	—	58名

(3)福祉教育の推進

福祉教育は、地域住民の福祉への理解を深めるための重要な取組みとして、学校や地域との連携で進めており、町内のこども園、小中高等学校等へ助成し、次代を担うこどもたちが、将来地域福祉の担い手として成長するための教育及び地域における福祉意識の向上に努めます。

- 街頭募金等ボランティア活動の推進、体験学習への協力、福祉活動への助成等を行っています。
- 若い世代が参画し、活動に取り組んでいます。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉まつり	—	高校生5名参加	高校生16名参加
歳末街頭募金運動	—	小・中学生25名参加	小・中学生14名参加

(4)共同募金運動への協力

共同募金運動は、赤い羽根募金・歳末たすけあい募金を通じて、地域福祉活動の財源確保に取り組んでいます。

- 例年10月1日から実施している赤い羽根共同募金運動への協力として、自治区、職域、法人事業主等へ募金の協力を依頼しています。
- 例年12月1日から実施している歳末たすけあい募金についても、赤い羽根共同募金運動と同様に実施しています。
- これら募金活動を行う九十九里町支会の運営(事務局)について、社協がその任を担っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
赤い羽根共同募金	3,025 世帯	2,976 世帯	2,968 世帯
歳末たすけあい募金	2,979 世帯	3,000 世帯	2,936 世帯

(5)日本赤十字社活動資金への協力

赤十字奉仕団による「1日赤十字」や包帯法訓練活動を通じて地域に根差したボランティア活動をしています。

- 自治区を通じて活動費の協力依頼、法人社資の募集運動を行っています。
- 地域の高齢者福祉施設へ出向き、歌や踊りなど披露する慰問活動を行っています。
- これらの活動を行う九十九里町分区の運営(事務局)について、社協がその任を担っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
赤十字奉仕団人数	34 名	33 名	26 名

(6)地域福祉活動推進事業

①高齢者疑似体験セットの貸出

福祉教育の一環として整備した高齢者疑似体験セットを主に小中学校等に貸出し、高齢者等の状態を疑似体験することで、高齢者や障がい者に対する理解やボランティアに対する関心を深めてもらい、福祉教育の一助としています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出件数	－	3件	6件

②広報啓発活動

ホームページやSNS(インスタグラム)、社協だより(年3回発行)による社協の情報を発信しています。また、チラシを作成し、自治区への住民参加を促進、福祉イベントの開催等を通して、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して地域福祉活動の発信を行っています。

③各種団体等への支援

町から受託をし、事務局として各福祉団体の活動を支援しています。

実施状況

	活動内容と社協による支援
身体障害者福祉会	障がい者同士の親睦や交流を深め、情報交換の場として活動しています。 社協では、令和4～6年度の各年度、各種事業の企画実施に関する助言や活動場所の提供や調整などを実施しています。
遺族会	戦没者遺族の親睦、福祉の増進を目的に活動しています。 社協では、令和4～6年度の各年度、各種式典参加の調整を行っています。
ダイヤモンドクラブ 連合会	16 クラブ、466 名で構成されており、高齢者の「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」としての活動の場です。 社協では、令和4～6年度の各年度、地域における高齢者の交流の場として継続・発展できるよう各クラブの実情に合わせた支援を行っています。

基本目標2 地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築

(1) 地域福祉活動推進事業

① 福祉車両貸出事業

移動が困難な心身障がい者及び高齢者に対し、車いすに乗ったまま、又はストレッチャーに寝たまま乗れる福祉車両の貸出を行います。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ゆうあい号貸出 (町受託)	13 件	11 件	24 件
福祉車両貸出	64 件	62 件	82 件

② 外出支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、ボランティアによりスーパーや医療機関への外出を支援します。70歳以上でひとり暮らしもしくは高齢者のみ世帯、身体等に障がいがある者で、自力で車の乗降ができる方が対象となります。

- 運転・誘導ボランティアの協力のもと、片貝地区、豊海地区、作田地区に分かれ月2回、町内スーパーでの買い物や通院の送迎を乗り合いで行います。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
買い物利用者	延 632 人	延 663 人	延 544 人
医療機関	延 68 人	延 72 人	延 87 人
年末お買い物	延 18 人	延 20 人	—
おでかけバス (ボランティア含)	—	—	延 36 人

③生活支援体制整備事業

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、地域で支え合う地域づくり協議体の事務局として、課題の掘り起こしと解決のための検討及びサービスの創出に取り組んでいます。

- ボランティアや地域住民と連携しながら多様なニーズに応え、高齢者等の社会参加及び生活支援、介護予防の充実と推進を図っています。
- 既存の外出支援サービス事業ボランティアによる「通いの場」等への送迎を行い、利用者との相互交流を行っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東金市内商業施設、 町内海の駅への 外出支援	豊海 3回、片貝 4回、 作田 2回	豊海 4回、片貝 3回、 作田 2回	豊海 4回、片貝 4回、 作田 4回

④福祉機器等貸与事業

介護保険を利用していない方で、旅行やけがの治療、一時退院等で介護機器が必要になったときに、車いすを貸出することで日常生活と介護への支援を図っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
更新件数	6 件	3 件	3 件
新規貸出件数	18 件	41 件	26 件

⑤フードドライブへの協力

まだ食べることができるように、様々な理由で破棄されてしまう食品や食材を企業や家庭等から引き取り、食料を必要としている方々に無償で届ける活動です。広報や社協など、SNSを通じて住民に呼びかけ食品の寄付を募っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
フードドライブへの協力	年3回実施 68 件 1,075.5kg	年4回実施 50 件 539.5 kg	年6回実施 34 件 339.6 kg

⑥配食サービス

婦人会の協力を得て、ひとり暮らし高齢者宅に月に1回(豊海、片貝は8月を除く)食事を届け、見守りと安否確認を行うとともに、高齢者の福祉課題等の情報収集を行っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配食サービス	34 回 延 874 人	34 回 延 874 人	34 回 延 874 人

(2)生活福祉資金貸付事業

町内に居住する低所得者世帯等に対し、無利子及び低利での貸付を行うことで生活困窮者の自立の促進を図っています。また、必要であれば関係機関につなげ継続的な支援を行っています。

○緊急小口資金等特例貸付(コロナ特例)にかかる債権管理事務について、免除対象者へ訪問・電話等でフォローアップ支援を行っています。(総貸付件数286件)

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町資金貸付	2件	—	—
県受託貸付	18 件	10 件	8 件
県受託貸付(コロナ特例)	4件	10件	債権管理業務
相談件数	116 件	75 件	75 件

(3)各種相談事業

①心配ごと相談所の運営

月1回第4水曜日に開設しています。日常生活のあらゆる悩みごとや心配ごとを、民生委員を主体とした相談員が問題の解決に向け支援を実施しています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	4 件	6 件	6 件
運営委員会開催	1 回	—	—

②弁護士相談所の運営

月1回第3水曜日に開設しています。遺言や相続に関すること、住民トラブルや生活上の問題等、法律に関する専門的な問題を弁護士が無料で相談に応じます。1人30分間、予約制で実施しています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	52 件	60 件	53 件

③コミュニティソーシャルワーカー(CSW)福祉相談室の運営

社協事務局内に隨時相談できる窓口を開設し、地域において生活上の問題を抱える方や援助を必要としている方々に対して必要なサービスを提供するとともに専門機関への的確な橋渡しを実施しています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	111 件	121 件	80 件

④何でも相談所の運営

月1回第2火曜日に開設し、行政に関する問題(要望や苦情、意見等)や人権に関する問題(いじめや暴力、差別等)を抱える相談者に対し、行政相談員及び人権相談員が相談に応じます。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	6件	9件	5件

(4)子育て応援事業

子どもの誕生を祝い、子育てを応援するため、お祝いの品を贈呈するとともに、子育て世代も利用できる事業を紹介しています。子育て応援の主旨に賛同いただいたメーカーから提供された紙おむつのほか、エコバッグやミニタオルを配布しています。事業を通じ、今後のボランティア活動等への参加を促進しています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布件数	24 件	26 件	27 件

(5)福祉作業所の運営管理

福祉作業所(地域活動支援センターⅢ型)の指定管理団体として社協がその運営管理を実施しており、就業が困難である方々に対し創作や作業、地域との交流の場を提供しています。

- 割りばしの袋抜きや袋入れ等の作業のほか園芸実習や調理実習等の社会参加訓練を行い、利用者の福祉向上と社会参加の促進に努めています。
- 社協だよりやSNSを通じて福祉作業所の活動や利用者の様子等を伝えています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉作業所の運営	利用者数 10 名 延開所日数 238 日 延利用者数 1,860 名	利用者数 11 名 延開所日数 242 日 延利用者数 2,036 名	利用者数 10 名 延開所日数 243 日 延利用者数 1,732 名
利用者の自立促進、社会参加活動	実施	実施	実施
身体測定	—	—	—
歯科検診	実施	—	—
健康体操	実施	実施	実施

(6)シルバー人材センターの運営

多様な就業により、健康維持及び仲間づくり等、高齢者の生きがいづくりと社会参加の場を提供しています。

- シルバー人材センター事業を円滑に進めるため、運営委員会、安全委員会の開催、会員の意欲向上のため会員研修を開催しています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シルバー人材センターの運営	会員数 36 人 774 件	会員数 40 人 813 件	会員数 37 人 713 件
会員研修の開催	1 回	1 回	1 回
運営委員会の開催	1 回	1 回	1 回
安全委員会の開催	1 回	1 回	1 回

基本目標3 安全・安心な暮らしを守る支援の推進

(1) 日常生活自立支援事業

高齢者や障がいの方々が安心して自立した生活が送れるように、契約に基づき必要な支援を行います。

- 定期的な訪問で福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を実施しています。
- 支援する計画に基づき定期的に訪問してサービス提供を担う生活支援員の発掘、育成も行うとともに関係機関との調整も図っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約件数	一	1件	1件
支援件数	250 件	241 件	240 件
ケース会議	6件	11 件	14 件
生活支援員養成研修	一	一	一
生活支援員研修会	一	一	一
現任生活支援員	9名	9名	9名
登録生活支援員	16 名	11 名	11 名

その他の事業

(1) 自主財源の確保

社協は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されています。住民組織を基礎会員とし、各世帯の会員を一般会員、役員、評議員等を賛助会員、また法人企業・福祉施設・篤志家等を特別会員として位置づけ、趣旨に賛同いただける方々に会員加入と会費の協力を頂いています。

(2) 法人運営事業

理事会等の開催

福祉関係者等で組織され、社協の法人運営上の様々な課題について、計画立案及び進捗管理を行います。

理事10名、監事2名、評議員13名、顧問1名で構成され、理事会・評議員会の開催、会計監査の実施、役員及び職員研修の実施を行っています。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事会の開催	全3回	全3回	全2回
評議員会の開催	3回	2回	2回
評議員選任・解任 委員会の開催	1回	1回	一
会計監査の実施	1回	1回	1回
内部経理監査の実施	12回	12回	12回
役職員研修の実施	1回	1回	1回

3. 基本目標

基本目標1 地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進

基本施策	施策の方向
(1) 福祉教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● 福祉教育・啓発活動では、町内のこども園、小中学校、高校と連携し、体験学習や福祉講話への協力を継続して行っており、高齢者疑似体験セットの貸出を含め、こどもたちの福祉理解の深化に寄与する活動を推進します。● 街頭募金や歳末たすけあい運動への子どもの参加も見られ、若い世代の地域福祉参画のきっかけとしても、継続実施を図ります。● 社協だよりや SNS(Instagram)を通じた情報発信を強化し、住民の福祉意識を高める取組みを進めます。● 今後は、多文化共生・人権・防災福祉教育などテーマを広げ、より多様な世代に参加を促す工夫を行います。
(2) こども・高齢者・障がい者・外国人住民等、多様な住民が気軽に参加できる居場所・交流・学びの場の創出	<ul style="list-style-type: none">● 居場所づくりでは、地区社協が開催するサロン活動(片貝・作田地区2か所20回／豊海地区1か所5回・令和4～6年度継続)や、お楽しみ会・世代間交流行事などを通じて、こどもから高齢者まで多様な住民が交流できる機会を提供します。● ふれあいバス旅行や外出支援の取組みは、「出かける機会の少ない高齢者の社会参加の促進」に大きく寄与しており、障がい者団体・ダイヤモンドクラブなど各団体への事務局支援も含め、高齢者・障がい者の交流の場を継続的に支えていきます。● 今後は、多文化交流の場の拡充など、多様性に対応した居場所づくりを検討していきます。
(3) 地域コミュニティ活動の担い手育成と活動支援	<ul style="list-style-type: none">● 地域の担い手づくりでは、ボランティア連絡協議会への協力、災害ボランティアセンター設置運営訓練、各種ボランティア講座の実施を通して、人材育成を進めます。● ボランティア養成講座を通じて、地域の支え手が徐々に育っている一方、個人ボランティア登録数は伸びていないため、担い手の確保に向けたさらなる取組みを検討します。● 地区社協推進委員や民生委員の活動支援とともに、推進委員の増員と若い世代の参画促進を図るほか、団体への事務局支援など、支え合いの基盤づくりも継続します。● 今後は、若い世代や働き世代の参加を促すため、負担の少ない活動メニューづくりや活動の見える化に取り組みます。

基本施策	施策の方向
(4) 情報発信の強化と分かりやすい広報	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信では、ホームページや SNS(Instagram)、社協だよりの定期発行、チラシの活用などを通じて、住民向けの情報提供の強化を図ります。 相談窓口、福祉サービス、ボランティア情報、イベント案内などをタイムリーに発信し、住民の円滑なサービス利用やイベント等の参加促進に寄与するほか、地域団体・自治区の活動周知を強化し、活動の可視化を図ります。 福祉作業所の活動やフードドライブの実施内容なども SNS で紹介し、町民の理解促進に努めます。 今後は、高齢者等に配慮した表現方法(やさしい日本語・図解等)の活用を進め、誰にとっても分かりやすい広報体制の整備に努めます。

基本目標1 地域を思う心を育み、誰もが参加できる地域づくりと人づくりの推進					
具体的な取組み	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
☆児童生徒の福祉体験学習	拡充				→
☆福祉教育・福祉活動に関する啓発					→
地区社会福祉協議会活動の支援					→
地区社会福祉協議会活動の担い手の育成					→
ボランティアセンターの運営					→
☆ボランティア・NPO等団体への支援	拡充				→
ふれあいサロンの活動支援					→
ゆうあい訪問活動支援					→
☆地域との協働	検討	拡充			→
町との連携					→
民生委員児童委員等の活動支援					→

(☆は重点施策)

基本目標2 地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築

基本施策	施策の方向
(1) 分野横断的なワンストップ相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で複合的な課題を抱える住民が増加する中、制度の狭間に置かることなく必要な支援につながるよう、分野横断的に相談を受け止めるワンストップ相談体制として、地域包括支援センターや相談支援事業所、医療機関、関係団体などと連携し、切れ目のない支援ルートを確立します。 ● コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に、住民の「気になるサイン」を早期にキャッチし、必要に応じて訪問支援や関係機関とのケース会議へつなげます。 ● 相談しやすい環境づくりとして、相談窓口周知、SNS活用による情報発信も進め、住民が迷わず相談につながる体制の強化を図ります。
(2) 相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の考え方に基づき、相談支援・参加支援・地域づくり支援を切り離さず、三位一体で進める体制を構築します。 ● CSWによる伴走支援を中心とし、相談を受け止めるだけでなく、必要に応じて地域活動や居場所へと「参加」をつなぐ支援を重視します。 ● 生活支援体制整備事業を通じて、協議体の開催や地域資源の把握を進め、地域の中で支え合いの仕組みを広げます。 ● 住民主体の活動の立上げ支援やボランティアとのマッチングなど、地域づくり支援にも力を入れます。 ● 孤立しがちな住民へのアウトリーチや訪問活動も継続し、「相談から参加へ」「参加から地域の担い手へ」という流れを生み出す体制を整えます。
(3) ヤングケアラー、8050問題、ひきこもりの早期把握・早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーや8050問題、ひきこもりなど、家族内で支援が必要であっても表面化しにくい課題に対して、早期発見と早期支援につなぐ取組みを進めます。 ● 学校、民生委員、地域団体、医療機関、福祉サービスなどと連携し、住民の気づきを共有できる体制をつくります。 ● CSWは、課題が複合化する前に必要な支援につなぐことを重視します。 ● 本人が地域と緩やかにつながれるよう、居場所・交流の場への橋渡しを進め、社会参加の機会を確保します。

基本施策	施策の方向
(4) 生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 物価高騰や雇用の不安定化などにより、生活困窮相談は継続的に増加しており、家計相談や就労支援、フードドライブ、配食サービス、見守り訪問など、多様な支援メニューを組み合わせて生活の安定を図ります。 関係機関(町社会福祉課、地域包括支援センター、医療機関、民間事業所等)との連携を強化し、支援につながりにくい世帯にもアウトリーチを行います。 緊急小口資金特例貸付(コロナ特例)における対象者へ生活状況の確認をし、自立相談支援機関との連携により訪問・電話等でフォローアップ支援を行います。 地域住民とのつながりを再構築し、孤立を防ぐための交流支援にも取り組みます。
(5) 再犯防止のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行からの立ち直りには、地域での受け入れと継続的な支援が欠かせないことから、更生保護関係機関、警察、町社会福祉課、医療・就労支援機関と連携し、当事者の生活再建に必要な住まいや就労の確保、相談支援を提供します。 保護司等と連携を図りつつ、地域で再び孤立しないよう、地域資源との接続を支援します。 住民向けの啓発活動を通じて、偏見や誤解を防ぎ、安心して暮らせる地域づくりを進めます。 再犯防止は地域全体で取り組むテーマであり、支援機関との定期的な情報共有も含めて、切れ目のない支援体制を整えます。
(6) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者や障がい者、判断力が低下した住民の権利を守るために、成年後見制度の利用促進や意思決定支援、虐待防止の取組みを強化します。 権利擁護に関する相談窓口を一本化し、日常生活自立支援事業や相談支援を通じて、身寄りのない高齢者の権利侵害のリスク(金銭管理・契約・入退院手続き等)を踏まえて、必要な支援につなげます。 地域包括支援センターや障がい福祉サービス事業所などと協力し、早期発見の仕組みを整えます。 見守り活動での気づきを共有し、支援につながりにくい層へのアプローチも強化します。 住民への周知・啓発を進め、本人の意思と尊厳を尊重しながら地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

基本目標2 地域共生社会を目指した、分野横断的な相談体制・支え合い体制の構築						
具体的な取組み	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
☆広報紙の発行と情報提供	拡充					→
心配ごと相談		→				→
相談支援体制の充実		→				→
☆CSW 福祉相談		→				→
福祉サービスと福祉活動との連携		→				→
車いすの貸付等		→				→
生活福祉資金等の貸付	拡充		→			→
☆福祉サービスの質の向上	検討	拡充		→		→

(☆は重点施策)

基本目標3 安全・安心な暮らしを守る支援の推進

基本施策	施策の方向
(1) 孤独・孤立の早期発見と見守りネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりが弱まり、孤独・孤立が深刻化する中、早期発見と支援につなぐ体制の強化が求められており、民生委員・地域団体・自治区・見守りボランティア・サロン関係者など、多様な担い手による「地域の気づき」を共有できるネットワークを広げます。 ● 社協は、CSW の相談支援や見守り訪問を軸に、支援が途切れない仕組みづくりを進めます。 ● 配食サービスや外出支援サービス、100縁サービス、サロン活動など、日常生活の中で住民と接点を持てる場を活かし、孤立が深まる前に支援へつなぐことを重視します。 ● 緊急時の通報体制や連絡先の共有を行い、地域ぐるみの見守りを強化し、孤立を防ぎ、安心して暮らせる地域づくりに向けて、住民と関係機関が連携した取組みを推進します。 ● 関係機関が実施しているホッピステーション事業に協力し、孤立・孤独の早期発見に努めます。
(2) 移動・交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化や買い物環境の変化により、移動の困難さが生活の質を大きく左右するため、地域特性に応じた複数の移動手段を確保します。 ● 社協は、福祉車両貸出や外出支援サービスを通して、高齢者や障がいのある方が必要な場所へ移動できる環境づくりを進めます。 ● 町内のケアタクシー業者のネットワーク構築を進め、通院・買い物・交流活動への参加がしやすい仕組みを整えます。 ● サロン活動や行事参加時には送迎協力をを行い、地域活動への参加を支えるとともに、移動支援に関する情報発信を強化し、住民が困ったときに相談できる体制を整えます。 ● 移動手段の確保は、地域参加の促進や孤立防止にもつながるため、関係機関や地域団体と協力しながら取組みを深化させます。
(3) 福祉防災、防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害や犯罪から住民の安全を守るため、福祉の視点を取り入れた防災・防犯体制を整備します。 ● 社協は、災害等における本会の安否確認・参集体制や業務執行体制、平時における備え等について定めた BCP(事業継続計画)を策定します。 ● 災害ボランティアセンターの設置運営訓練や協働機関との連携を強化し、災害時に支援を必要とする住民を早期に把握し支援につなげる体制を整えます。 ● 平時から自治区、防災組織、消防団、ライオンズクラブなどと連携し、発災時の災害ボランティアセンター運営に関する理解促進に努めます。 ● ICTを活用した災害ボランティアセンター運営のため、職員、関係団体が理解を深め平時から訓練を行います。 ● サロンや日常的な訪問活動を通じて住民の異変に気づきやすい環境を整え、権利侵害などの防犯に関して地域支援体制を構築します。

基本施策	施策の方向
(4) 住まいの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協は、相談支援や CSW の訪問活動を通じて、住まいの困りごとを早期に把握し、生活困窮による住まいの不安定化を防ぐため、相談窓口の周知を強化し、必要な支援制度へつながるよう伴走します。 ● 高齢者や障がい者の在宅生活を支えるため、100縁サービス等を組み合わせた支援を行い、安心して暮らせる環境整備を進めます。 ● 住まいと地域支援が連動する体制を構築し、誰もが地域で安心して生活できる環境づくりを目指します。

基本目標3 安全・安心な暮らしを守る支援の推進					
具体的な取組み	令和8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度
☆災害ボランティアセンターの設置運営訓練	拡充	→	→	→	→
地域安全活動の推進	→	→	→	→	→
見守り活動	→	→	→	→	→
☆外出支援サービス	検討	検討	拡充	→	→
住民参加型在宅福祉サービス	→	→	→	→	→
☆地域福祉権利擁護	検討	拡充	→	→	→
地域福祉活動計画の進行管理	→	→	→	→	→
事務局職員の人材育成	拡充	→	→	→	→
県社会福祉協議会との連携強化	→	→	→	→	→
☆社協の活動情報の提供	検討	拡充	→	→	→

(☆は重点施策)

4. 福祉の重点課題への取組み(重点施策)

地域福祉に関するアンケートや地域福祉懇談会で出された意見を踏まえ、本計画期間において福祉の重点課題の解決に向けて、以下の重点施策に取り組みます。

横断する 福祉課題	活動計画・計画期間の取組み
	<ul style="list-style-type: none">今後5年間は、座談会や住民へのアンケートで多くあがった「サービス内容を知らない」「相談先が分からない」という声を踏まえ、周知・相談体制を強化します。住民が高齢・障がい・子育て・生活困窮などの相談先を一目で理解できる『福祉サービス一覧表』を紙で配布し、高齢者が情報にアクセスしやすい環境を整えます。地区の防災無線・区長会・回覧を活用した周知も拡大します。サロンや行事での出張相談も取り入れ、相談しづらい住民へのアプローチを強化します。SNS・社協だよりによる事例紹介や分かりやすい情報発信により、サービス理解を促し、利用につながる多層的な相談支援体制を構築します。
重点施策1 福祉サービス等の 周知・相談	<ul style="list-style-type: none">車いすの貸出高齢者疑似体験セットの貸出フードドライブへの協力日常生活自立支援事業生活福祉資金貸付事業弁護士相談心配ごと相談何でも相談(人権・行政相談)コミュニティソーシャルワーカー(CSW)福祉相談子育て応援事業広報、啓発活動就学前児童お祝事業福祉作業所の管理運営

<p>重点施策2 ひとり暮らしや身寄りのない高齢者の生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後5年間は、座談会で多く指摘された「誰がひとり暮らしか分からぬ」「見守りの手が届かない」という課題に対応し、地域の見守り体制を強化します。 民生委員・区長・社協推進委員・配食ボランティア・民間事業者など、地域で住民と接点のある人をつなぐ見守りネットワークを確立します。 CSWによる定期訪問・同行支援の体制を強化し、孤立・認知症・金銭管理の困難などを早期に把握できる仕組みを整えます。 買い物・通院が困難な高齢者のために外出支援サービスや100縁サービス支援を拡充し、災害時の声かけ避難支援体制も強化します。 孤立死の防止を目的に、相談先や「見守りの目」が地域全体に広がる体制づくりを重点施策として取り組みます。 日常生活自立支援事業は、金銭管理や日常的な事務手続きに不安を抱える身寄りのない高齢者を支える重要な制度です。国の事業見直し検討の動向を踏まえつつ、その利用促進と生活支援員の人材確保・育成を重点的に進めます。 成年後見制度につなぐ際の相談支援の充実や、支援中の高齢者の権利擁護の視点を徹底し、安心して在宅生活を継続できる体制を整えます。
<p>重点施策3 居場所・集まる場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 座談会では「サロンが女性中心」「運営がマンネリ化」「リーダーの高齢化」「送迎不足」「歩いて行ける場がほしい」などの課題が多数寄せられており、今後5年間は、これらの課題に対応して多様な居場所づくりの再構築を進めます。 サロン運営者への研修や若手ボランティアの育成に取り組み、運営負担の軽減に努めるほか、送迎が必要な住民には外出支援との連動を図り、サロン参加のハードルを下げ、孤立防止と交流を促進する居場所づくりを推進します。 こども食堂実施団体を支援し、多世代交流行事を充実させることで、世代を超えたつながりを生み出します。

重点施策4 移動支援	<ul style="list-style-type: none"> 住民へのアンケートでは「移動手段が足りない」という不安が最も高く、座談会でも「タクシー不足」「町外に行けない」「外出支援の回数が少ない」など課題が多く出されていることから、今後5年間は、移動支援を町全体の重点課題として位置づけ、外出手段の確保・拡充を推進します。 福祉車両貸出・外出支援サービスの対象を拡大し、町外(東金・大網等)への通院も柔軟に対応できる仕組みを検討します。 外出支援サービス事業の内容について住民ニーズに基づく見直しを検討し、医療機関へのアクセス向上を図ります。 ドライバーボランティアの確保に向け、退職者への働きかけなどを行います。 外出支援サービス一覧表を紙媒体で提供し、情報不足の解消を図り、移動の確保を通じて、地域参加・通院・買い物の機会を保障する体制を整えます。
重点施策5 防災対策と 災害時の助け合い	<ul style="list-style-type: none"> 外出支援サービス事業 生活支援体制整備事業 福祉車両の貸出 ゆうあい号の貸出 <ul style="list-style-type: none"> 住民へのアンケートでは「災害時の不安」が主要課題としてあがり、座談会でも「冠水」「避難時の声かけ」「防犯対策」など具体的な意見が出されており、今後5年間は、災害弱者を支える福祉防災の体制整備を重点施策として進めます。 災害ボランティアセンターの設置運営訓練を毎年実施し、初動対応力を高めます。 防災についての理解を深め、平時から防災意識を持ち、発災時の行動について住民一人ひとりが考える機会として、講座等を行います。 災害ボランティアセンター閉所酬の地域ささえ合いセンター運営のため、職員、関係団体、各ボランティアが基礎知識を身につけ、平時から発災、復興までの体制整備を行います。

<p>重点施策6 複合的な生活課題 を抱える家庭への 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 座談会の意見では「困っている人の実態が分からぬ」「情報共有ができない」「ヤングケアラー・障がい家庭・8050問題がある」との声があがっており、今後5年間は、家庭の複合課題に対応できる重層的な伴走支援体制を整備します。 ● CSWによる支援を強化するとともに、学校・行政機関、自立相談支援機関窓口、民生委員・自治区との連携会議を定期開催し、情報共有体制の構築に努めます。 ● ヤングケアラーの早期把握に向け、学校との連携を深め、支援ルートを明確化します。 ● 障がい者のいる家庭への支援として、移動支援・生活支援・相談支援を組み合わせ、家庭の負担を軽減します。 ● 家庭が地域とつながるよう、居場所や交流の場への橋渡し支援も推進し、複合課題を家庭単独で抱え込まず、地域全体で支える体制を重点的に整備します。
---	--

第6章 資料編

○九十九里町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年 6 月 18 日

告示第 18 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、九十九里町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、九十九里町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内とし次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議会の代表
- (2) 自治区の代表
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 医療関係者
- (5) 福祉施設の代表
- (6) 教育関係の代表
- (7) 学識経験者
- (8) 公募による町民

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、九十九里町社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

地域福祉計画策定委員会委員名簿

〈原案にて掲載予定〉

策定経過

〈原案にて掲載予定〉

九十九里町第2期地域福祉計画
九十九里町第2期地域福祉活動計画
— 令和8～12年度 —
【素案】